

令和元年6月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 令和元年6月18日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 内藤とし子議員 (1) 子育て支援について
(2) いきいき号について
(3) 高齢者福祉について
2. 黒川美克議員 (1) 高浜市の情報公開について
(2) 高浜市公共施設あり方計画について
3. 倉田利奈議員 (1) 高浜市自治基本条例について
4. 杉浦康憲議員 (1) 高浜市における多文化共生について
5. 神谷直子議員 (1) 福祉行政について
(2) 女性活躍について

出席議員

1番	荒川義孝	2番	神谷直子
3番	杉浦康憲	4番	神谷利盛
5番	岡田公作	6番	柴田耕一
7番	長谷川広昌	8番	黒川美克
9番	柳沢英希	10番	杉浦辰夫
11番	北川広人	12番	鈴木勝彦
13番	今原ゆかり	14番	小嶋克文
15番	内藤とし子	16番	倉田利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長 吉岡初浩
副市 長 神谷坂敏

教 育 長	都 築 公 人
企 画 部 長	深 谷 直 弘
総合政策グループリーダー	榊 原 雅 彦
秘書人事グループリーダー	杉 浦 崇 臣
ICT推進グループリーダー	山 下 浩 二
総 務 部 長	内 田 徹
行政グループリーダー	中 川 幸 紀
行政グループ主幹	久 世 直 子
財務グループリーダー	竹 内 正 夫
財務グループ主幹	清 水 健
市 民 部 長	中 村 孝 徳
市民窓口グループリーダー	内 藤 克 己
経済環境グループリーダー	板 倉 宏 幸
経済環境グループ主幹	都 筑 達 明
税務グループリーダー	亀 井 勝 彦
福 祉 部 長	加 藤 一 志
地域福祉グループ主幹	唐 島 啓 一
介護障がいグループリーダー	野 口 恒 夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野 口 真 樹
健康推進グループリーダー	磯 村 和 志
健康推進グループ主幹	鈴 木 美 奈 子
こども未来部長	木 村 忠 好
こども育成グループリーダー	磯 村 順 司
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	杉 浦 義 人
土木グループリーダー	杉 浦 睦 彦
都市計画グループリーダー	田 中 秀 彦
防災防犯グループリーダー	神 谷 義 直
上下水道グループリーダー	清 水 洋 己
会 計 管 理 者	三 井 ま ゆ み
学校経営グループリーダー	岡 島 正 明
学校経営グループ主幹	鈴 木 剛
監査委員事務局長	山 本 時 雄

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	大 岡 英 城
主 査	加 藤 定
主 査	神 谷 直 子

議事の経過

○議長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力をいただきたく、よろしくお願いをいたします。

午前10時00分開議

○議長（北川広人） ただいまの出席議員は全員であります。よって、会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（北川広人） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承をお願いいたします。

15番、内藤とし子議員。一つ、子育て支援について。一つ、いきいき号について。一つ、高齢者福祉について。以上、3問についての質問を許します。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） おはようございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

子育て支援について。

まず、子育て支援策に反する国保税の子供の均等割は廃止をとということで質問いたします。

国保の実態をお聞きします。国保加入者の所得の200万円未満はどれくらいになるでしょうか。また、300万円未満はどれくらいの割合かお答えください。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） ただいまの御質問ですが、国民健康保険税を算出する際に、総所得

金額をもとに算出しておりますので、総所得金額でお答えをさせていただきたいと思います。

平成31年3月31日時点でございますが、国民健康保険に加入している世帯は4,844世帯、総所得金額が200万円以下の世帯が3,497世帯、300万円以下の世帯が4,146世帯という状況でございます。

ただ、この数字には未申告の世帯、264世帯になりますが、そちらの世帯も含まれておりますので、御承知おきをお願いいたします。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 4,400という全世帯のうちで約何割、何%か、すみません、教えてください。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） 総所得金額が200万円以下の世帯が3,497世帯ということで、全体の72.3%に当たります。

総所得金額が300万円以下の世帯が4,146世帯ということで、85.6%となります。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 現在の国保加入世帯の構成は、非正規雇用や無職の高齢者、また、75歳以上の高齢者が多く増えており、年金も下げられて、所得水準は下がる一方なんですけど、加入者の何割が無職の方になっているかわかったら教えてください。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） 無職かどうかという数字は持っておりませんので、無職であるかどうかの判断は難しいことから、総所得金額が年33万円以下という世帯で均等割、そして、平等割の7割軽減を受けている世帯の数字で申し上げさせていただきます。年総所得金額が年33万円以下、均等割、平等割が7割軽減を受けている世帯は1,073世帯、全体の約22%という状況でございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 大変厳しい世帯が多いと思われそうですが、加えて、所得だけでなく、所得に関係なく、世帯や家族の人数に応じてかかる算定方法ですね、1世帯の人数に応じて保険料を負担する均等割というのが国保の中にはあります。この均等割はゼロ歳から負担していく仕組みになっておって、生まれた途端に負担がかかる、高浜市では1人当たり3万9,200円です、これ、医療分が2万9,300円で、後期高齢者支援分が9,900円含めて3万9,200円かかるんですけど、経済的に力のない子供にかかるということは、子育て世代にとっては大変経済的負担が大きいものがあるんですけど、全国では、保険税が払えず保険証を取り上げられて、病院にも行けず、病院に行ったときには手おくれで、亡くなっていくというような事例も出ています。

日本の皆保険制度として、こんなことは絶対にあってはならないと思います。

2月7日の参議院予算委員会では、日本共産党の倉林明子議員が高過ぎる国保税について、「ゼロ歳児に応分の負担をかけては子育て支援に反するものだ」と痛烈に批判をしていました。質問の子育て支援策に反する国保税の均等割は廃止して、国民健康保険税を引き下げる考えがないかお考えをお聞かせください。

○議長（北川広人） 市民部長。

○市民部長（中村孝徳） 均等割を廃止するという話が今出ましたけれども、子供の均等割につきまして減免制度を導入するということは、現行制度のもとではその負担を逆に他の被保険者、あるいは市民全体で負わなければならないという財源の問題も生じてきます。また、税の減免につきましては、災害その他特別の事情がある場合に、個々の状況に応じて判断するものとされておるところでございます。

さらに、税は公平であることが求められますので、軽減することについては、公平性という観点も踏まえまして、現在のところ、子供にかかる均等割を廃止するという考えは持っておりません。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 中小企業の会社員などが加入する協会けんぽに比べても、本人負担といえますか、1.3倍、東京の23区在住の年収100万円の1人世帯で比較すると、国保加入者の負担が年42.6万円、協会けんぽは19万8,000円、この差が2倍以上あるんですが、国保は低収入でも高い保険料という構造的な問題を抱えています。この点からいっても国保は高過ぎると考えますが、いかががお考えかお答えください。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） 家族の人数に着目した算定方法である均等割につきましては、現在、県内の全ての市町村で採用されております。被保険者であれば、子供に対しても課税されております。

一方、会社員が加入します健康保険組合などの被用者保険は、被保険者それぞれの標準報酬月額に応じて保険料が定められておりまして、国保における世帯内の被保険者の数に応じた均等割というものはございません。

このため、子供が多い世帯の場合、国民健康保険加入世帯は被用者保険の世帯に比べまして、保険税の負担が重くなる傾向にあると考えております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 国民健康保険が低収入でも高くなるということは感じておられると思いますが、国民健康保険制度の制度上の問題があるから全国の国保加入者は悲鳴を上げているのではないのでしょうか。ですから、自治体独自の制度、国保加入者が払える制度を考えていかなければならないのではないかと考えます。また、それが行政としての仕事ではないのでしょうか。

全国商工新聞の4月22日付で岩手県の宮古市、人口5万4,000人ですが、子供の均等割を免除する2019年度予算を発表したという記事がありました。そして、均等割免除は子育て世帯の経済的支援が目的とありました。対象は高校生までも見込んで、財源にふるさと寄附金——市長にお任せというのがあるんですが、を活用とありました。このように、全国の自治体でも国保の均等割は子育て支援に反しているという意識が高まってきているのではないのでしょうか。

高浜で言うと、高校生までの均等割の合計、それから小学校入学前の人数の均等割の合計、どれだけになるかお示してください。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） 平成31年の3月31日現在の数値で申し上げます。

まず、高校生までの人数と均等割の額ということでございますが、人数はゼロ歳から18歳ということですが、人数が833人、均等割の合計額は約2,307万7,000円となります。ただ、こちらについては、軽減措置の数値は含まれておりません。

また、もう一つ、小学校入学前の均等割という御質問ありましたが、こちらはゼロ歳から5歳が当たりますが、人数は193人で、合計金額は約548万円という数字でございます。

以上です。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 宮古市のようにふるさと寄附金を活用するなどして財源はつくれると考えますが、宮古市の寄附金合計額は幾らかわかったらお示してください。また、このお答えもお願いします。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） 申しわけありません、宮古市のほうのふるさと納税の合計額というのは把握しておりません。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） また、神奈川県の中井町議会というところがあるんですが、ここではこの14日、子育て施策として、18歳未満の子供が3人以上いる国民健康保険の加入世帯を対象に、第3子以降の国保税の均等割を全額減免することを含む条例を全会一致で可決したと報道がありました。均等割を減免する条例は県内初で、同条例によって1人当たり2万8,000円の負担軽減が実現されます。減免はことし4月にさかのぼって軽減されますが、このように国保の均等割の軽減を子育て支援の面からも研究すべきと考えますが、見解をお願いします。

○議長（北川広人） 市民部長。

○市民部長（中村孝徳） 均等割の関係につきましては、先ほどの答弁と重なりますけれども、均等割を減免するということは、逆にその負担を被保険者、あるいは市民全体で負うこととなりますので、そういったことを考えた場合に、現在のところそういった考えを持っていないと申し

上げたとおりでございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 国保改革による子供の被保険者に応じての交付活用をすべきと考えますが、さきの日本共産党の倉林明子議員の予算委員会で痛烈な批判を行った質問に対して安倍首相は、「平成30年度から行っている国保改革の中で、子供の被保険者が多い自治体への財政支援を強化している」と答弁していました。

そこで、高浜市にはこの交付金は出ているのか、あるのであれば幾らあるのかお聞かせください。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） 平成30年度から実施されたその他特別の事情がある場合に交付される特別調整交付金というその交付金のことを指していらっしゃると思われれます。その他特別の事情がある場合というものの一つとしまして、20歳未満の被保険者が多いことなどによる財政影響がある場合とされております。こちらの特別調整交付金、高浜市は平成30年度に389万3,000円の交付を受けております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） この389万3,000円のお金は現在どのように使われていますか、お示してください。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） 先ほどの特別調整交付金でございますが、国からの交付金の使途に関する規定というのはございません。一般的に子供の数が多ければ、それだけ医療費に要する経費も多くなる傾向にあることから、保険給付費等を中心に国保運営のために活用させていただいております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 高浜市の交付金389万3,000円があるのであれば、市民に還元していくべきではないでしょうか、お答えください。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） ただいまも答弁申し上げましたが、保険給付費等を中心に国保運営のために活用させていただいておりますので、被保険者の皆様へ還元していると考えております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 交付金は、目的として子供に対しての財政支援であって、子供のために活用していくべきだと思います。この点では全ての方に還元していつてみえるということですが、この点ではどのように考えてみえるのでしょうか、お答えください。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） 先ほども申し上げましたが、お子さんが多くなるところほど医療費がかかる傾向にございますので、全体的に見れば子供さんに多くの割合でそちらの特別調整交付金が当たっているものと考えております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 先ほども言いましたが、交付金というのは、目的としては子供に対しての財政支援、子供に対しての援助であって、子供のために活用していくべきだと思いますが、全ての方にと言われますが、子供のために支援していくべきだと思います。愛知県内では、大府市が18歳未満の子供がいる世帯に均等割を1人目20%、2人目が50%減免、一宮市は、申請なしで70歳以上18歳未満の子供さん、それから身障者手帳の所有者、国保の均等割を軽減する対策をとってきています。まだ国保の均等割3割減免ですね。田原市が満6歳未満児の均等割を3割軽減など子供の均等割を軽減する対策をとってきています。

高浜市においても、この子供の均等割軽減する考えはないか。また、この数年で急速に拡大してきた自治体による子供の均等割減免をしているのは、その後押しをしているのは全国知事会や全国市長会だと思います。全国ではどこどこが軽減策をとっているのかお答えください。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） 内藤議員御指摘の子供に均等割を課税しない、あるいは軽減を行うということについてでございますが、現行制度の中で個別の市町村が財源の問題を抱えながら導入するのではなくて、医療保険全体のあり方を検討する中で、国の財政負担のもと、国の施策として実施されるべきであると考えております。

また、全国で軽減策をとっている自治体でございますが、平成31年3月の時点で、今内藤議員がおっしゃられた、県内では一宮、大府、田原を初めまして、全国を見ますと、岩手県の宮古市、福島県南相馬市、福島県の白河市など25自治体ほどであると把握しております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 高浜市も先進地として実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） 子供の均等割ということで、内藤議員のおっしゃることもよくわかるんですが、ただいま申し上げましたが、現行制度の中で個別の市町村が財源の問題を抱えながら導入するというのは非常にリスクが高いと考えております。医療保険全体のあり方を検討する中で、国の施策として実施されるべきものと考え、国の動きを注視しているところでございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 子育て支援策として子供の均等割を廃止していくべきではないかと考えていますが、県内でトップクラスである、高浜市はトップクラスなんですよね。国保税を誰でも払える保険税にするために、全国知事会、全国市長会も要望している均等割の部分を国負担で賄

うよう毎年要望しておって、数年前からともに、「子供にかかる均等割保険税を軽減する支援制度の創設」を提言しています。全国知事会は2014年に国保の基盤強化と負担の公平へ公費1兆円の投入を訴えています。

この点で高浜市としてはどのように考えてみえるのかお示してください。

○議長（北川広人） 市民部長。

○市民部長（中村孝徳） 今いただいた質問は本年3月の定例会にいただいた質問と同様の質問であるというふうに思っておりますけれども、これまでも国保の構造問題につきましては、全国知事会を初め全国市長会などの地方団体も解決のほうを求めてきておるところでございます。また、昨年度からの国保制度の広域化に伴いまして、安定した国保制度を継続させるために国による財政支援を求める決議を行うなど、全国知事会、全国市長会を初め、さまざまところから国の支援強化を求めてきている状況であります。また、本年の2月に、事務担当者レベルではございますが、愛知県西三河国保主管課長会議といたしまして、西三河9市1町の国保主管課長の連名におきまして、県に対して国に働きかけてもらうよう要望を提出したところでございます。

今後とも近隣市町などとも協力しながら、要望のほうを働きかけていきたいというふうに考えております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 先ほど、質問を落としましたが、小学校入学前の人数の均等割の合計が193人で総額548万円だというお話でした。国のほうから来ている子供のための財政支援というか、389万3,000円あります。これを少しでもせめて小学校入学前のお子さんの均等割に充てることはできないのかどうか、それをお答えください。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） 先ほども御答弁いただきましたが、子供さんが多い世帯ほど医療機関にかかる機会はふえる傾向にあることから、当然、受益のほうもそういった家庭に対しては多くなるものと考えております。また、均等割というのは受益の多さに応じて御負担いただくものと考えておまして、一般的に子供の被保険者の多い世帯の方が医療機関を受診する機会が多くなる傾向にあることから、その受益の多さに見合う負担も必要であると考えております。そういったことなどを踏まえまして、今現在といたしましては特別調整交付金のほうは国保運営の全体として活用させていただいているという状況でございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） これ、目的として、子供に対しての財政支援ということを安倍総理大臣も言っているんですが、現場に来ると特別子供のためにということが書かれていないからというようにお話でしたが、やっぱり直接子供の均等割を軽減してもらうか、それとも、わからない形で全体から引いていただくのか。やっぱりそれはどちらが自分たちのためにやっていただい

るかということ考えた場合ははっきりしていますから、そういう点では市長、ぜひ子供のため
に対しての財政支援、子供のために活用していくべきだと思いますが、その点ではいかがでしょ
うか。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） 今の均等割に対してというお話でございますが、やはり現行制度の
中で個別の市町村が財源が厳しい中、子供さんの均等割に対して働きかけていくということは現
実的ではないと考えております。先ほども申し上げましたが、医療保険全体のあり方というのを
今国と地方で協議している最中であるというふうに把握しておりますので、その結果を踏まえな
がら、高浜市としての状況判断をしてみたいと考えております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 個別の市町村では難しいというお話ありましたが、愛知県内でも大府市
や一宮市、それから田原市などが個別の市町村としていろんな形で子育て支援ということを含め
て、こうやって減免制度を採用しているわけですから、高浜市ができないわけではないと思うん
ですが、その点では市長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（北川広人） 市民部長。

○市民部長（中村孝徳） 今、子供の均等割のことを言われましたけれども、子供がいる家庭に
つきましてはそういった恩恵をこうむるかもわかりませんが、いない家庭は子供のいる家
庭は医療費が多いにもかかわらず、いない家庭は少ないにもかかわらず、そういった恩恵をこう
むらないという一方でそういった矛盾も起きてきます。国保制度というのは私どもは相互扶助の
考えで運営のほうをやっておりますので、そこら辺御理解いただきたいと思えます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 相互扶助だと言われましたが、国民健康保険制度ができた当時はそうい
う制度として書かれていた時期もありましたが、今では社会保障の政策としてきちんと取り上げ
られて、制度として設置されているわけですから、いつまでも相互扶助だという考えでおられて
は、この国保財政を運営していく立場としては間違っているんだと思います。

それから、子供が多い家庭のほうは医療費がふえる、ふえるというか、家の医療にかかる率
が多いというお話でしたが、子供というのはもともと財政的な力というか、経済的な力がないわけ
ですから、そういう子供にこういう均等割という形で負担をかけているということが間違ってい
るというふうに思うんですね。この全国知事会や全国市長会が国のほうに1兆円の補助を要望し
ているわけですが、私どももこの案にはとても賛成していますし、この案を実際に安倍総理がま
だやらないわけですから、やる前にこのあちこちの市町村がこのとおりだということで、財政的
な経済的な力のない子供さんに均等割ということで重い負担をかけていては、現在やっている子
育て支援策からも外れていると。ですから、少しでも子育て支援策に反しないように、財政支援

をするために均等割の制度のいろんな形をとっているんだと思うんです。この点では先ほど相互扶助だと言われましたが、相互扶助という言葉はできた当初はそうだったと思いますが、現在では違っていると思いますので、その点のお答えをお願いします。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） 相互扶助という考えは間違っているという御質問でございましたが、先ほど内藤議員がおっしゃられましたことし2月7日にありました参議院予算委員会で倉林議員の御質問を受けて、厚生労働大臣のほうで、「個々においては全ての被保険者がひとしく保険給付を受ける権利があり、被保険者全体の相互扶助で支えられているので、応分の保険料を負担していただく必要があると考えている」という発言をされております。ですから、相互扶助という考え方が間違っているということは一概には言えないと考えております。

また、内藤議員のほうでずっとおっしゃられておりました子供に対する均等割についてでございますが、私どももやはりそういった部分というのはないほうが、ないほうがというか、国の財政のもとでやっていただくほうがありがたい制度であると考えております。ですから要望のほうも出してありますし、国の動きのほうも注視しながら見ているところでございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 相互扶助が間違っているか間違っていないか、倉林議員がその質問をして、そのときの答弁ではそうなっているかもしれませんが、その後で訂正を言ったのか言わないのか。共産党としての考えがその場合は相互扶助の問題にこだわっておれなくて質問をされているかもしれません。そのことだけをとって正しいとか、正しくないとか言っていただくのはちょっと問題があると思います。

私たちは、今の国保は確かに皆保険制度としてあるわけですが、経済的な力のない子供さんに負担をかけるというのがやっぱり一番大きな問題になっているために、協会けんぽだとか一般の社会保険なんかと比べて高くなっているその構造的な問題がそこにあるということをやっぱりきちんと把握していただかないと、この問題は解決しないと思うんです。ぜひこの問題、引き続きまたやっていきますので、お願いをいたします。

それから、18歳までの医療費無料化を質問いたしますが、全国を見ますと、204自治体が18歳までの医療費無料化を実施しています。県内では東郷町、飛島村、南知多町、設楽町、東栄町、豊根村が実施しています。近隣では安城市が入院のみ高校生まで無料化をしています。ほかには高浜市と同様に中学生まで無料となっています。全国の医療費無料化を実施している自治体はどのようになっているかお示してください。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） 全国で18歳まで医療費を無料化している自治体というのは、詳細には把握できておりません。ところが、例えばですが、隣の静岡県では平成31年の4月1日現在で

ございますが、静岡市、浜松市を除く県内の全市町で18歳までの医療費助成を実施しているとお聞きしております。これは静岡県が子ども医療費助成制度の補助対象を18歳まで拡大したこともあり、各市町が実施しているとお聞きしております。ただ、完全な無料化を実施しているのは35市町のうち21市町で、ほかの14市町は一部自己負担金を徴収しながら実施しているというふうに把握しております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 高浜市では18歳までの医療費無料化は中学卒業までと比べてどれぐらい増額するのでしょうか。わかりましたらお示してください。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） 既に高校生まで、18歳までの子ども医療費無料化を実施している自治体のほうに1人当たりの年間の単価をお聞きしまして、その単価と高浜市の16歳から18歳の人口、こちらは平成31年の3月末現在の人口が1,635人おりますので、単価とその人数を掛け合わせますと、約5,400万円ほどふえるものと試算しております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 高浜市は子育て世代も多く、産み育てる世代を励ますためにも、18歳までの医療費無料化を実施して、子育てするなら高浜市と言えるようなまちにするためにも医療費無料化、拡大すべきではありませんか、お示してください。

○議長（北川広人） 市民部長。

○市民部長（中村孝徳） 現在、高浜市の子ども医療費助成制度につきましては、入院・通院とも中学校卒業までというふうになっておりまして、県の助成基準を上回っておるところでございます。また、所得制限も設けておりませんで、高い水準の制度になっていると考えております。高浜市といたしましては、子ども医療制度を初めとする福祉医療制度は限られた財源の中で持続可能な制度として、まずは現行制度のほうを維持・継続させていくことが課題であるというふうに考えておりますので、現時点で18歳まで拡大という考えは持っておりません。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 考えはないというお話ですが、高浜市は、以前は「福祉のまち」も標榜しておられました。ぜひこの問題、考えて研究していただきたいと思います。

では、高浜市のいきいき号についての質問に移ります。

いきいき号運行の現状はどのようになっているのでしょうか。また、目的はどのようになっていますか、お示してください。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（都筑達明） 現在のいきいき号でございますが、平成23年7月4日から、市役所を発着点とする市内の吉浜、高取、港、翼コースの4コースに分けまして、2台のワゴン車

で運行し、1回の運行時間をそれまでの60分から30分に短縮するとともに、バス停の見直しを行い、運行しております。

また、多くの市民の皆様から要望がございました刈谷市コースを市役所と刈谷豊田総合病院の間で直行便として運行しております。

現在の運行時間ではありますが、平日の市内コースは午前7時30分から午後5時30分で、1日各コース7便で運行しております。刈谷市コースは午前8時5分から午後5時42分で、1日9便の運行となっております。

土曜日につきましては市内のコースのみの運行となり、午前7時30分から午後4時10分で、1日各コース3便の運行となっております。

次に、車両ではありますが、市内コースは10人乗りワゴン車2台で、刈谷市コースは15人乗りワゴン車1台での運行となっております。

次に、利用状況ではありますが、市内コースと刈谷市コースを合わせた利用人数は、平成28年度は2万8,534人、平成29年度は2万5,628人、平成30年度は2万7,321人となっております。

なお、刈谷豊田総合病院高浜分院が高浜豊田病院として7月1日に移転することに伴い、いきいき号市内コースの停留所を移動し、翼コースの高浜エコハウス前の停留所を廃止、そして、刈谷市コースに高浜豊田病院の停留所を新設することを予定しております。5月15日に高浜市地域公共交通会議を開催し、路線と時刻表の変更の承認を受けまして、国土交通省中部運輸局愛知運輸支局に路線変更の申請を現在行っているところでございます。

あと、いきいき号の目的としましては、交通弱者である高齢者等の日常生活に必要な移動の足を確保し、主要公共施設、地域拠点、主要駅、医療機関、大型店舗等商業施設などを巡回し、市内における交通の利便性を高め、市民交流、公共施設利用及び商店の活用化をより一層推進するということになってございます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 要するに、免許がなくても市民の皆さんが気楽に今までどおり出かけられるよう、また、お年寄りが買い物や病院に行ったりと、生き生きした自立した生活が送られるよう福祉も目的で運行されるようになったと思います。ところが、市民から、「使いにくい」とか「目的地に行くのに時間がかかる」とか、「バス停が近くになくて乗ることが難しい」、「刈谷コースは何便か走っているけれども、市内は乗りにくい」、「刈谷コースは直通になっているが、ぜひ1カ所か2カ所途中でとまってほしい」などなど批判の意見が出されています。で、その改善が待たれています。

今回この案を、案といいますか、この提案をしているのは、刈谷総合病院が移転開院に伴ってコースとバス停の見直しが必要となることから、効率性を図るためにもこの時期に合わせました。

さらに、現在、高齢者の運転免許証自主返納は、平成30年が90人、31年が27人ということですが、免許証の返納問題がクローズアップされています。返納してから交通権をどうするかということがあります。高齢者の運転免許証自主返納促進の環境づくりにもつながって、有用となると考えたからであります。

これ、高浜市の現在のいきいき号のバス停の位置として、その位置を中心に半径200メートルの円を描いて、バス停の間隔は400メートルとしたものでありますが、その理由は、子供から高齢者まで幅広く利用できるための最大距離と判断して、設定しました。また、国土交通省の資料（公共交通における停留所の配置）によれば、「一般的な人が歩くのに抵抗を感じない距離は300メートルであるが、高齢者などは約100メートルと短い」としていることや、近隣市のバス停間隔状況も考慮し、設定しました。

行き先を色別にしてありますが、特に現行コースのバス停を中心に描いた半径200メートルの円が二重、三重と重なっている地域、このあたりとか、こういうところですね。一方で、円の範囲から大きく外れて、バス停までかなりの距離があって、バス利用に不便を来している地域があるということが明瞭になっています。小池町やこの豊田町、この神明町のあたりもそうです。ここが芳川だとか、この円の全然かかかっていないところ、それから下のほう行きますと、田戸では2カ所だけですので、この外れた地域、それから二池、論地町などありますが、バス停の位置とコースを見直しが必要と考えますが、お答えをお願いします。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（板倉宏幸） 一つの停留所で複数のコースが停車することにより、円が重なる市役所や刈谷豊田総合病院等は別といたしまして、先ほどのお示しいただきました一般図に示されている円の重なっている場所の多くは、例えば湯山地区や吉浜地区においては、高齢者の方が多くお住まいの地域とほぼ一致をしているというふうに考えております。また、先ほどの青木町の地域についても円が重なっている部分もございますが、こちら、かわら美術館から高浜市役所に上がってくる鬼みちなんですけれども、急な坂が多いようなこともあり、なかなか足が、足腰がちょっと弱っていらっしゃる高齢者の方にとっては、停留所を移動するのが難儀だということで重なっている部分があるというふうに考えております。

こちら、現在のバス停の設置の考え方としては、高齢者を意識しての設置というふうに考えております。また、平成23年度に路線の見直しを行ってございまして、今まで、1周1時間かかっていた運行を1周30分を目安にして、なるべく短い乗車時間で移動できるように、前回の大幅な見直しの中で見直しを図っております。その中で特に高齢者を意識したバス停を配置したというような中で今回設定しているというふうにお考えいただきたいと思っております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） それでは、今現在走っている運行状況について伺います。

利用者の公平性と利便性を図るためにどのような考えをお持ちか伺います。

現在、左回りは3カ所、3方向ですね。右回りが1カ所、1運行となっていますが、これはなぜかお答えをお願いします。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（都筑達明） まず、運行コースにつきましては、高取コースが時計回り、それ以外が反時計回りになっておりますが、特に意図しているものではございません。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） それでは、現在の運行では停留所は何メートルの範囲に見てあるのかお示してください。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（都筑達明） 停留所は何メートルごとに設置するという取り決めはございません。先ほどの答弁でもございましたけれども、各施設ですとか、高齢者の状況とかを鑑みまして、総合的にバス停を設置しておるものと考えております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 何メートル間隔ということも見てはいないというお話でしたが、この地図を見ていただいてもわかるように、このバス停の間隔が400メートル、これ円と円がちょうどこの円とこの円だとこれがこの停留所と停留所の間が両方で400メートルになるわけですが、ここにも入らない地域があるということは、大変市民の交通権を保障するという意味からもなかなか難しいと思うんですが、市民の交通権を今のままでは保障されていませんので、この交通権を保障するためにも、基本的にこういう地域をなくすように見直してはいかかかと思いますが、その点ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（板倉宏幸） 停留所につきましては、いきいき号利用者や利用者以外のアンケート調査による御意見や高浜市地域公共交通会議からの意見のうち、運行の方針を勘案しながら特に多い意見を反映してございます。

運行の方針としましては、主要公共施設、地域拠点及び主要駅——先ほど説明しました、を連絡すると。また、医療機関や大型店舗等の商業施設を連絡する。高齢者等の交通弱者の乗降に配慮する。乗車時間を可能な限り短縮する等を方針としております。

次に、円を半径200メートルを描いて、バス停間隔が400メートルの中に入らない地域を市内全域で基本的になくすように見直しができないかでございますが、高浜市内の人口密度は地域により偏りがあることから、停留所を半径200メートルの円ごとに設置することは、利用する停留所やしない停留所などが発生することとなります。

運行の方針として、市内の生活に密接に関係した主要施設に連絡すること、また、乗車時間を

できるだけ短くすることとあることから、いたずらに停留所をふやすのではなく、いきいき号の利用を希望される方を必要な場所にできるだけ短い時間でお送りすることを目的に運行を実施するものであることから、御提案された手法で停留所を設置することは考えておりません。

ただし、高齢者の多くお住まいの地区に停留所を設置する、それから、運行指針にある施設への利用を考慮するなど、いきいき号を生活する上で活用していただくように見直しは行っていききたいと考えております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） いきいき号を利用する目的に医療という分野がありますが、現在、医療関係から停留所が離れているところもあるんですね。これも見直しが必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（板倉宏幸） いきいき号の運行方針には医療機関、大型店舗等の商業施設を連絡するとあります。利用者アンケートにも利用者の69%が70歳以上であり、バスを利用する目的の34%が医療機関への利用と一番多く、医療機関への足としていきいき号を利用するニーズが高いことがうかがえます。ただ、乗車時間をできるだけ短くするという運行方針により、改正前は1周60分かけて1周していたところを、現在はどのコースでも30分で1周するようにしております。この時間をできるだけ維持しつつ、市民のニーズを反映させていくという一見矛盾した非常に難しい内容を実現するためには、検討が必要になると考えております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） いかに知恵を絞って改善し、拡充するかということが問われていると思うんですね。30分くらいで1コースを回るためには、さまざま出してきた問題を解決して、運行コースを拡充するということになるわけですが、現在の4コース2台では回り切れないんじゃないかと思います。

それと、それから既存の各コース運行を見直すということも必要なんですが、目的地まで時間がかかり過ぎて利用がしにくいという意見もあるわけですが、そういう方たちのためにも新たに同コースの逆コースの運行を設けてはいかがかと思うんですが、奇数便は時計回りにと、偶数便はその逆にして、利便性の不公平をなくしてはいかがかと思うんですが、その点ではどうでしょうか。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（板倉宏幸） 現在、平日の市内コースは2台で運行しております。できるだけ多くの地域を30分以内で回るという中で、現在のダイヤというものは路線も考えて設定させていただいております。例えば、議員のおっしゃられている往路・復路が例えば同じ道で、一般的な都会のバス路線のように行って戻ってくるような、往路・復路が同じような経路で路線を設定した

場合、どうなるのかというようなことあると思います。現在の2台で例えば同じことをやろうとすると、今通っているような幅広い面積での路線の設定というのはなかなか難しいということと、路線が限られてまいりますので、逆にそのバスの停留所までの距離が伸びてしまうというようなことも考慮されますので、現在のところ、なるべく小型の車両で運行するという利点を生かして、幅広い面積を運行するような形で運行していきたいというふうに考えております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 現在の4コース2台では回り切れないというお話が出ましたが、そこで、刈谷コースの便を市内に回してですね、3台で回してはいかがかと思うんですが、そのためには高浜市役所と刈谷市の刈谷豊田総合病院間を往復直行する刈谷市コースは刈谷豊田総合病院みずから事業化して患者の便宜を図るよう豊田会に要請すべきだと思うんですが、そのバスについては市内向けに流用して、新しいコースをふやしてはいかがかと思うんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか、お示してください。

○議長（北川広人） 市民部長。

○市民部長（中村孝徳） 今、刈谷コースを廃止するべきだという御意見ございましたけれども、まずこの刈谷コースというのは、平成23年度のコースの見直しにおきまして、利用者や利用者以外の皆様のアンケート調査におきまして特に御意見が多かった刈谷豊田総合病院本院への乗り入れなどを考慮して運行しておるといふものでございます。現在、年間8,500人ほどが利用しております、市民の生活の足として利用されております。

この本院の停留所というのは定住自立圏構想に基づく行政バスの広域利用の促進への取り組みといたしまして、中心市であります刈谷市への路線として設置されたものでございます。この刈谷豊田総合病院本院の停留所というのは、刈谷市公共施設連絡バスと東浦町の運行バスがジョイントしている停留所というふうになります。刈谷市東浦町のコミュニティバスとの連絡や利用者の皆様の御要望、利用者数等を考慮いたしまして、今後もこのコースにつきましては継続していきたいというふうに考えております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） この刈谷コースについてですが、刈谷の病院との直通、往復となっているんですが、高浜市の市民、もちろん刈谷豊田総合病院を利用される方、また、刈谷の方面に行かれる方、その利用が多いことはわかりますが、高浜の市民は安城市の更生病院や碧南市の市民病院、どこに行くかは人によって違うんですね。たまたま刈谷コースに走っていることもあって、刈谷コースが多いということもあるかもしれませんが、分院にも多額の補助金を出して、また今年度高浜病院にも23億円もの補助金を出そうとしています。出していると言わなければなりませんか。この刈谷コースも予算が出ているわけですが、専ら特定病院への便宜を図るために市が関与することになって、財政支出のあり方に不公平を生じさせているんです。ですから、この刈谷コ

ースの市運行は廃止して、刈谷豊田総合病院に運営を任せていくということを提案するわけですが、先ほど言いましたように、同コースで廃止されたバスについては、市内の循環バス運行に一層充実させるために流用するというのもう一度つけ加えておきますが、そのようにされてはいかかと思いますが、その点ではこの問題、市長は大変ずっとかかわっておられますので、どうでしょうか、お答えをください。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 医療法人豊田会に対します補助金というのは、病院の移転新築に対する支援ですとか、新病院で一般病床を開設するための支援などそれぞれ目的が決まっております、バス事業に対する財政支援はこれまでも行ってきておりませんし、今後行う予定はございませんので、よろしく願いをいたします。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） バス事業に対する財政支援はしていないということですが、この巡回バスの関係では予算は全然出ていないのでしょうか、お答えください。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） はい、このいきいき号の運行に関しての医療法人豊田会に対する支援は一切出ておりません。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 質問とちょっと違うと思うんですが、時間がないので、運行方法を定める決め方はどのように決めてきたのかお答えください。

○議長（北川広人） 市民部長。

○市民部長（中村孝徳） 運行方法につきましては、いきいき号の利用者や利用者以外の皆様のアンケート調査、あるいはパブリックコメントでいただきました課題でありますとか、意見等を抽出いたしまして、先ほど来出ております高浜市地域公共交通会議、こちらのほうで方針のほうを決定しております。この会議は、運輸関係者、市民または利用者、国土交通省中部運輸局の愛知運輸支局及び道路管理者、愛知県警察、学識経験者、その他交通会議の運用上必要と認められるものと市の職員のうちから市長が指名するものから構成のほうをされております。

前回の大幅な見直しでは、利用者や利用者以外の皆様のアンケート調査において、特に御意見の多かった運行時間の短縮でありますとか、刈谷市への乗り入れなどは重点に検討を行っておるところでございます。

○議長（北川広人） 内藤議員、残り3分です。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 今の会議の件ですが、何名ぐらいで会議をやっているのかということと、それから、利用している人、それから市民の声が余りにも、アンケートを取り上げているという

話ですが、アンケートがどれぐらいあったのか、そういう点お示してください。

○議長（北川広人） 経済環境グループ。

○経済環境G（板倉宏幸） 交通会議の委員でございますが、17名で構成されております。その中で、市民または利用者を代表するものとして、市民の方2名が入っております。

アンケートの件数については、ちょっと今手持ちの資料がございませんが、当時ですとまちづくりの関係の懇談会等で出た御意見や利用者からの御意見等を参考にさせていただいております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 市民が2人では余りにも意見が反映されにくいと思います。

それから、次に3番目、サンビレッジのお風呂の無料券を発行せよについて、高齢者福祉の立場から伺います。

以前、サンビレッジ、ごみ焼却場の無料風呂券発行について、碧南市は当初12枚であったのが、今では36枚、高齢者の憩いの場として大変にぎわっています。今回の選挙で……

○議長（北川広人） 内藤議員、残り1分です。

○15番（内藤とし子） はい。

質問がありましたが、高浜市は今ゼロ枚です。今後どうされるのかお示してください。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 高浜市では、生涯現役まちづくり事業を推進するとともに、マシンスタジオやホコタッチによる健康づくりを行っております。高齢者の健康増進の取り組みはそれぞれの市町村が地域の実情を踏まえて特色ある事業を展開しておりますので、サンビレッジの無料券発行は考えておりません。よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 市民の方から、「碧南市は36枚も配っているのに高浜市はゼロ枚だ」と、「福祉のまちと言いながら、冷たいまちだ」という選挙のときにあちこちで声かけられました。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は11時20分。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 黒川美克議員。一つ、高浜市の情報公開について。一つ、高浜市公共施設あり方計画について。以上、2問についての質問を許します。

8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 議長のお許しをいただきましたので、高浜市の情報公開と高浜市公共施設

あり方計画について、一問一答方式で質問をさせていただきます。

今回の情報公開請求で紙資料でなくCDで要求しましたら、条例が紙資料で出すことになっているので、断られました。前回の一般質問で、CDでの提供は検討するとの答弁がありましたが、現況はどうなっているのか、また、条例の一部改正を考えているのかお答えください。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 初めに、前回の一般質問でCDでの提供を検討するとの答弁があったというところがございますけれども、そのことから確認をさせていただきたいと思います。

当時の御質問の内容は、実績についてどうだったのか、その費用が幾らだったのか、そういったところで終わっておりまして、次の御質問に移られておりますので、検討するとの答弁は申し上げておりませんので、よろしく願いいたします。

次に、条例の一部を改正する考えがあるのかということでございますけれども、CDなどでの電磁的記録につきましては、情報公開条例施行規則におきまして、映像等でこれを全部を公開するような場合が想定をされております。視聴などが想定をされております。一般的な紙文書につきましては、これは個々にケース・バイ・ケースで検討していく必要があるものと考えております。費用負担の問題、あるいは手続など、これは研究すべき課題が多いと思っておりますので、現時点で条例を改正する考えはございません。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 金入り設計書が令和元年5月30日に公開されました。高浜市の情報公開で青少年ホーム解体工事の金入り設計書を公開していくようお願いをしたわけですが、金入り設計書の公開については、平成30年9月定例会で都市政策部長は、「今回設計書の作成に当たりましては、議員も御存じのように業者の見積もりを採用しており、この見積もり業者においては任意において提出していただいておりますので、そういったことから公表につきましては差し控えさせていただきたい」という答弁、企画部長も、「先ほど、都市政策部長がお答えしましたとおり内部設計であり、見積もりを使ってということの事情からそこを出すわけにはいかないということでそういう判断をさせていただいたとあります」との答弁でありました。

また、昨年、議会からの金入り設計書資料請求に対し、平成30年8月14日付、30高人第69号で高浜市長の回答は、金入り設計書の資料提出はできないということで、内訳の単価と金額を抜いた設計書の提出がありました。

市は、議会の答弁からもわかるように、金入り設計書の開示はしないということでありました。その後、情報公開を請求したところ、金入り設計書の開示がありました。なぜ議会からの資料請求には応じなかったのか、議会答弁との食い違いもあわせて説明してください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） まず、議会の答弁の中で金入り設計書のほうの非開示をさせて

いただいたというのは、そのときそのときの判断でそうさせていただきました。今お話がありました令和元年5月30日に私ども公開のほうをさせていただいております。このことについての経緯をお話しさせていただきますと、まず中央公民館の金入り設計書についてのこちら裁判のほうが行われております。その中で私どものほう、裁判の中でいろいろ述べさせていただきましたが、結果的には3月19日に自主公開のほうをさせていただいております。中央公民館の金入り設計書です。その理由といたしましては、他の公共施設等で解体工事の設計において、同様の仕様を用いることがないだろうという判断をしたこと、また、裁判所より非開示の事由については客観的な理由が必要であるという御指摘をいただきました。このことをもとに総合的に検討した結果、自主公開のほうをさせていただいたという経緯がございます。こちら自主公開をさせていただいたのが3月19日でございますが、それ以降の情報公開のことにつきましては、このことを踏まえまして、個別に請求をいただいたものに対して検討・判断させていただいて、その都度回答させていただいているというところでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今、金入り設計書の公開については、裁判で自主公開をさせていただいたと。議会ではそういったような説明は僕、しっかり聞いておりませんが、情報開示の裁判は終わったのか、終わったのであればどのような決着がついたのか、また、訴訟はいつから始まり、いつ結審したのか、青少年ホームの解体設計書は訴訟になったのか、どの金入り設計書の件かあわせてお答えください。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 初めに、金入り設計書の情報公開について、議会での御説明がなかったという御質問をいただきましたけれども、訴訟の経過及び結果につきましては、これまでも全員協議会で御報告を申し上げているところでございます。

中央公民館の金入り設計書につきましても、5月27日の全員協議会で、平成30年の10月7日に提訴をされた、31年の3月19日付で市が自主公開を行った。したがって原告の方が31年4月5日に取り下げられたと、こういったことはこれまでも御報告をいたしているところでございます。

次に、勤労青少年ホームの解体設計が訴訟となったのかということでございますけれども、これは全協のほうで御報告は申し上げておりません。現時点、訴訟には至っておりません。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 訴訟になるわけじゃないですね、僕、訴訟を提起していませんから。

次に、お手元のほうに資料をお配りさせていただいておりますけれども、資料の10ページをごらんください。議会への提出資料ではこのページだけ16項目で、他のページは15項目でした。情報公開請求で開示した金入り設計書は15項目で、下から4行目の各種構造物付着ガラ撤去の項目

がありません。青少年ホーム解体工事の金入り設計書、下から4行目、各種基礎構造物付着ガラ撤去、手はつりによる撤去一式とありますが、6ページには各種構造物付着ガラ撤去の項目が削除されています。変更契約書の内訳と設計数量は議会への提出資料と同じであることから、議会への提出資料が間違っていることはないと考えます。情報公開された金入り設計書の改ざんが疑われますので、内訳項目、数量が違う理由をお答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、配付された資料の変更設計書の内容が違うという御指摘でございますけれども、議会への提出させていただいた資料、こちらの項目の内容が正しい内容となっております。情報公開で決定をさせていただいた金入り設計書のほうが内容が誤りではございますが、この誤りの内容ということなんですけれども、今、議員のほうからも契約書の内容は議会の資料と同じであるというお話がございましたが、第2回の変更契約の決裁を上げていく中で、この金入り設計書の内容が第1回の変更内容が反映されていないということに気づきまして、その時点で設計書を正しい内容に直しました。ただ、予算執行伺いに添付した変更設計書のほうを差しかえるのを失念しておりまして、誤った情報のまま今日まで保有していたという状況でございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今のリーダーの答弁ですと、変更の議会資料として出した数字が正しいということは、手はつりのやつや何かはちゃんと変更がされていると、そういう認識ですね。そうすると、それが契約書の内訳明細のほうについているんですけれども、それを私も承知してこの質問はしとるわけです。何であなた方はわざわざですよ、情報公開で出したものが、いいですか、情報公開で出したものが、資料を見ていただきますと、ちゃんと市長の決裁印も押してあるじゃないですか。議会のほうに出した変更設計書には決裁印は押してありません。何で市長の決裁印が押してあるものの数字が違っって、何で議会の提出資料のほうが正しい、そのわけをきちっと説明してください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 情報公開で決定してお出しした金入り設計書の誤りについては、今申し上げたとおりでございますけれども、議会の資料提供で出させていただいたものでございますけれども、議会の資料提供というのは議案の審議の参考として必要な資料であるということで考えまして、工事の内容がわかればよいという判断のもと、データのほうでお出ししたということでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 納得できません。あなたたちは、今まで金額を公表しなかった。それを今回裁判所に任意で公開したからこれからは公開しますよとあって、その公開で出てきたのがこの

出していただいた市長の決裁の入った数字じゃないですか。これが間違いだった、誰の責任なんですか。それを教えてください。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今、責任という御質問をいただいておりますが、行政の責任というのは今も言ったように、そういった形で誤ってということをお申し上げましたけれども、そういった不作為の行為にかかわるその行為が行政機関として不適當なものであって、そのものが大きく原因が損害を与えただとか、そういう場合というのは責任という認識は持っております。今、文化スポーツのグループリーダーのほうからこういう状況であったという御説明をしておりますが、なぜそういうふうになってしまったのかということは具体的にきちんと詳しく調べないと何とも言えませんので、今この場で今の責任はどうなるのかということをおっしゃいましたけれども、そこについては今の状況では言及できないということでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それをきちっと調べていただけるかどうか、お答えください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 先ほど文化スポーツグループリーダーのほうから御説明させていただいたとおり、誤ったものを交換することなく失念して、そのまま保管してしまっておったということでございます。で、私ども、こちら大変重く受けとめておまして、今後発生する事務につきましてはこういった交換することの失念をしないように、こういったことは同じような誤りを繰り返さないように再発防止に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今、未来部長の答弁ありましたけれども、しっかり調べて、あなたたちはとにかく情報公開するのに2週間時間をかけているんですよ。よそのところはもっと早いんですよ。それだけしっかりあなたたちは見て出しているんじゃないですか。何で情報公開のやつが今言ったような答弁で済まされてしまうんですか。それは納得できません。きちっとその辺のところをどう検証するか、その辺のところをお答えください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 先ほど来、私ども御答弁させていただいておりますが、再発防止に向けて、このようなことがないようにしっかり複数の目でチェックしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） その答弁では納得できません。どうきちっと検証していくのか、その辺がなかったら絶対だめじゃないですか。その答弁で通り抜けるということが今までの状態なんです

よ。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 検証というお話でございますが、先ほどからの答弁がございましたように、私ども、正しいものを直したときに、その直したものを差しかえすることを失念してしまったということでございます。こういったことのないようにしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 今回の件につきましては、誰が今回の間違いを防ぐことが可能であったかという視点で、まずは再発防止に万全を期します。その過程において、その過失の度合いのところで責任のところはそこで判断をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） ちゃんときちっと検証していただけるんですね、お答えください。

○議長（北川広人） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 今、申し上げたところであります。

〔「検証をするかしないか、それを答えてください」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 先ほど、責任の度合いのところは過失の度合いのところで行いますというふうに申し上げたつもりであります。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） ちゃんと検証するという事でよろしいですね。どうですか。

○議長（北川広人） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 検証するという事になると思います。

○8番（黒川美克） 今のあれでもう数字が違っちゃっているというの一点張りですので、実際に、その数字が変更設計書のほうが正しいという話であれば、あと金額の変更だとか何かが出てきますのであれですけれども、申しわけありませんけれども、今の数字の変わっているもの、例えば手はつりの数字が出ていますよね、これ正しいんですから。今、おたくのところが出していただいた私が資料でつくった9ページ以降ですね、9ページ以降のこの数字が正しいわけでしょう。それを確認してください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 本日配付されておる資料の9ページ以降の変更設計書のこの項目数量が正しいということでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） そうしますと、最初の変更設計書の印鑑の押してあるやつですね、その

数字を見ていくというと、まず7ページのところは下から5行目、管理型の埋め立ての数字が6立米になっています。それで、11ページ、管理型の黒い枠で囲ってありますけれども、これは3.5立米になっています。そうすると、この数字を掛けますというと、立米が3万5,000円の数字ですので、これが3.5になるわけですので、この数字が削れるわけです。

それから、もう一つ、12ページのところは、管理型の埋め立て、突貫のところは1立米になっています。片っぽの8ページのところ、管理型の埋め立てが2立米になっています。半分になっています。これは数字減るはずですよ。そうすると、当然金額が変わってくるわけですよ。

それから、もう一つ、今言った情報公開で出していただいた数字ですと、これは15行になっておいて、それで、そこには10ページの各種基礎構造物付着ガラ撤去、これが入っておりません。すみませんけれども、この数字をきちっと出してください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 第1回の変更契約の内容が反映されていないということで、数量のほう、今、議員のほうからも変更前、変更後の数字のほうを御指摘いただきました。実際にはこの設計書一部だけになりますので、アスベストのページがもう1ページあるということなんですけれども、設計数量としては合計して14立米だったのが実績として8立米になったということで、それぞれの項目のところで数量のほうを減額しております。

それから、第1回の変更契約の内容につきましては、昨年の6月定例会の総括質疑の中でも内容を申し上げておりますけれども、地中埋設物が出てきたことでテニスコートの照明や支柱等のいろいろガラがくっついているというのを手はつりで行う作業が生じたということで、その作業費の増とこのアスベストの実績の減ということで相殺をしております、金額の変更がない、そういう変更契約をした結果でございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） いいですから、今の変更してきちっとした出た数字、これは今あるわけですよ。これは違っていると言って言っているんですから。これの正確なやつをすぐ出してください。今あるんでしょう。提出してくださいよ。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今の変更した金額のところでは申し上げますと、アスベスト……

○8番（黒川美克） 議長、ちょっとよろしいですか。

私は、今の説明を聞いているんじゃないで、今この数字が変わっているという変更設計書があるわけでしょう。それがあのかないのか答えてください。

○議長（北川広人） 黒川議員、答弁を求めたのはあなたです。

○8番（黒川美克） そうですよ。そのやつが実際に今の説明をしてもらったって、これらの数字をどげなのにしていうのはわかりません。この変更設計書が違っているということを説

明してもらったわけじゃないですか、ちょっと速記をとめてくださいよ。

○議長（北川広人） いや、結構です。どうぞ。

○8番（黒川美克） じゃ時間過ぎていっちゃうじゃん。

○議長（北川広人） とめません。どうぞ。

○8番（黒川美克） それじゃ、すみません。とにかく今の話じゃないですけども、変わっていた正しい変更設計書今あるわけでしょう。すぐ出してください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 5月30日付で公開のほうを決定した文書につきましては、こちらは誤りであったということです。で、今までずっとこの誤ったまま保有をしてきたという状況でございます。したがって、正しい文書をどのように訂正してどのように保有していくかということ、こちらにつきましては弁護士さんとか相談して、どのように対応していくかということを検討しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） ということは、きちっとした変更設計書はできていないということですか、お答えくださいよ。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 私どものほうの設計としてこういった単価であるということは当然持っておるものがございますが、文書として保有しておるものにつきましては、ずっと誤ったまま保有しておるという状況でございます。ですので、その直した正しい文書として、こちらをどのような形で保有した文書を変更していくのかということにつきまして、弁護士さんと相談しながら対応のほうを考えていきたいというふうに考えております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 何で弁護士と相談するんですか。簡単な話じゃないですか。間違っつるやつが間違っていました、それを決裁として変更がありませんよと言うだったら、その変更がない設計書ができていなければおかしいじゃないんですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） このことにつきましては、手続としてどのようにしていくかということ、相談していきたいというふうに考えております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） あのね、大概にしておいてくださいよ。何でほんな答弁になるんですか。ちゃんと今言ったみたいに、あんたたちきちっとこいて数字が違っつって、変更設計書が正しいと、議会に出したやつが。その正しいやつがこれね、言っちゃいかんけどね、あんたところね、

本当にそれが正しいというだったら、ちゃんときちっとそれをつくって、変更設計書を訂正したやつをつくるのが当たり前じゃないですか。何でそれをしっかりやっていないんですか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） こちら、誤りに気づいたのが最近でございます。

〔「いつですか」と呼ぶ者あり〕

○こども未来部長（木村忠好） 昨日、おとといぐらいの話でございます。このことにつきまして誤った文書をずっと保有しておったということを知ったのが最近ということでございます。で、このことにつきまして、差しかえを決裁もなく行ってしまうということは文書の改ざんにつながってしまいます。ですので、どういった形で正しい文書としてこちらお出しするというのか、私どもまた変更していくかということにつきまして、こちら法的なところで相談をしていきたいというふうに考えております。もちろん正しい文書として保有しなければならないということはもちろんのことですので、そうしていくことですが、手続としてどうしたらいいかということをお話を相談にかけたいというふうに思っております。

○議長（北川広人） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 私ども、以前に情報公開の関係で相手方に時間的な利益があるということで、必要な手続をかけずにやった件がございました。これは手続上には当然瑕疵があったわけですが、それに対して訴訟を提起されたという大変苦い経験がございますので、慎重を期してさせていただきたいというふうにお答えさせていただきます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 市の答弁は信用できません。もっとしっかり情報公開で出すやつなんかでも時間をかけてやっているんですから、もっときちっとしたものを出してくださいよ。答弁は要りません、また時間かかるだけで。

議会からの資料請求に対して、平成30年8月14日付、30高人第69号で、「共通仮設費の根拠について愛知県のホームページ公表を参照」とありました。参照したところ、解体工事の共通仮設費は産廃処分費を省いた直接工事費の1%と足場などの費用の積み上げとなっています。共通仮設費は、共通仮設費算定表と記載されていますが、算定表がついていませんので計算根拠がわかりません。共通仮設費から省いた金額を知りたいので、産廃処分費が幾らになるのかお答えください。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今、産廃費の全体の金額が合計金額が幾らかというお話でございますけれども、先ほども申しましたように、先ほど御指摘をいただいた数カ所の変更設計書の部分もでございますので、そこら辺も含めて、金額はそれはきちんと足せばわかることでございますので、それはお答えを後ほどさせていただきたいと思っております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） いつやっていたらいいんですか。時間かかるのはだめよ。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 先ほどの答弁と同じでございますが、中身のものがきちんと整えばお出しをしたいと思っております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 全議員に配付してください。

続けて、共通仮設費は直接工事費の1%以上となっておりますので、愛知県の基準より金額が高くなっている理由をお答えください。それも一緒に答えてください。答弁していただけますか。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今おっしゃっておられるのは多分工事費の積算、いわゆる公共建築工事等の積算基準、これは県の建設部から出されておるやつと思っておりますけれども、経費の部分1%というふうでおっしゃられましたけれども、建築工事というのはそれぞれ工種に応じて項目がたくさんあるのを当然ながら御存じだと思いますけれども、建物をつくる場合や改修をする場合、それから改築、個々の電気設備だとか水道関係の設備工事等もございまして、それぞれの経費のつくり方というのは変わってまいります。その中で今回の場合はその部分の調整をさせていただいているということで、各経費については、これは原則そういった算式を用いるということになってはいますが、ただし書きがございまして、実情に応じて見積もり金額等とすることができるといようなこともありますので、今おっしゃった1%じゃないからということは一概には言えないというふうでお答えをさせていただきます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） いいですか、きちっとその積算根拠を出してください。いかがですか。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 個々の私どもその積算をしていく中で、経費の算出の仕方までを、考え方、裁量の部分もございまして、そういったものを数字として何%ですというのは計算すればわかるわけですので、それを見ていただければと思います。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それじゃ、わかる資料を出していただけるということでよろしいですね。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 議員からの資料要求でございますけれども、これは議長から市長宛てに資料提出の要求をいただいて、議長を通じて行っているところでございます。そうした形で、議長から資料要求がございましたら組織として検討してまいりたいと考えております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 議長、資料要求を出したら、していただけますか。

○議長（北川広人） 内容を出してください。私のほうに出して……

○8番（黒川美克） はい、わかりました。

それから、次に行きます。

12月議会で、資料6ページ、設計書ナンバー3の良質土埋め戻し240立方メートルの完了時に提出された購入土の搬出伝票についてお聞きしました。お聞きしたのは、情報公開での搬出伝票で、4トントラックに4立方メートル積んでいますが、9月議会での土の重量換算について企画部長は1.8と答えておみえになります。4トントラックに4トンも積むということは、これの1.8を計算して7.2トンの土を積むことは不可能だと思います。搬出伝票の数量は適切であったのかお答えくださいとの問いに企画部長は、「申しわけありません、ちょっと搬出伝票の工事の一式の書類を手元に持っているということじゃないものですから、今の御質問についても一度後ほど調べてお答えしたいと思います」との答弁でしたが、以前にも一般質問の答弁をしないで後日ということで先延ばしに何カ月も回答しないということがたびたびありました。今回も半年以上経過しても、回答が余りにもありません。余りにも不誠実ではないかと思います。搬出伝票がおかしいかどうかということはその日のうちにわかると思いますが、半年以上かかっている理由と調べた結果をお答えください。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） まず、御指摘をいただいて半年以上ということで、前回、12月議会のときでしたかに搬出伝票については御質問いただいたというふうで記憶しております。

その搬出伝票の内容でございますけれども、全体で日にちにいたしまして5日間、業者のほうで3台のそれぞれ車両で運んでおります。総量は伝票に基づいた数量を申し上げますと、246立米運んでおるという数字になります。こういう結果ということでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それ設計書で見ますと、良質土の設計単価6,050円、実勢単価の倍以上ではないかと土木業者からお聞きしました。土木工事で水道工事で埋め戻しとして使う良質土の購入費の設計単価は幾らであるのかお答えください。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 良質土の設計単価という御質問でございますが、現在、手元に施工単価表を持っておりませんので詳しい数字はお答えできませんが、2,000円から3,000円ぐらいの間だったと思います。

以上です。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今、2,000円ぐらいじゃないかという話ですけれども、それが6,000円ぐら

いの数字になつとるわけですよ。それを1回きちっと答えてください。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） ただ今御説明させていただきました良質土の設計単価でございますが、これはあくまで土木工事、下水道工事で使う単価でございます。建築工事等ではやはり諸経費の考え方も違いますので、一概に幾らというのはお話はできませんが、2,000円から3,000円ぐらいの間だったと思いますので、2,000円ではなかったと思います。

〔「6,000円と2,000円とは開きがあり過ぎます。次に……」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 昨年9月議会で、解体業者が掘り出した土は1立方メートル1万円の費用負担が発生しています。これは変更設計で700万円ですので、700立米で計算すると約1万円、コパンが掘り出して積んだ土は費用は発生しておりません。同じ場所に仮置きしているのに、なぜ解体業者には1立方メートル1万円の費用を払うんですか。そのまま解体の埋め戻しの土にすれば、コパンが掘り出せば約7万円の費用負担はなかったのではないのでしょうかとの問いに、「先ほども文化スポーツグループリーダーがお答えしたとおり、相手方のきちんと協議の中でその部分については購入土とすき取りをするということで進めてきておりますので、繰り返しの答弁でございますが、そういう理由でございます」という答弁でした。

なぜ業者の言いなりで本来は発生しない700万円を払うのか、敷地内に仮置きするだけで、重機とトラック1台で先ほど購入土は5日間とかということをしていましたけれども、700のやつを積み置きするだけだったら単純にもっと早くできると思います。公表単価である建築コストの単価から算出しましても約40万円となり、市内土木会社に聞いたところ、仮置きするだけで、30万円もあればできるとのことでした。手作業でガラ処理をしたから費用がかかったとの説明もありましたが、公開請求した工事写真を見ましても、作業員1人が一輪車1杯ぐらいのコンクリートガラの前で写っている写真があるだけでした。業者の工事日程には手作業で行った作業日やそのかかった人工を示す項目もありません。そういう項目や何かもなかったですので、その辺のところも一度きちっと検査をしたのかどうかお答えください。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） このことは昨年9月議会で御答弁申し上げましたけれども、検査といましては、すき取った面積とすき取った深さ、これが設計と合っているかどうか、その650立米を出来形図などで確認をさせていただいたという御答弁をしたものと記憶いたしております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） また、650と720余とまた企画部長が前にも説明したとおりと言いますので、それは聞きません。

市が排出事業者として処分する720立方メートルは、棧生ほか2社により運搬する委託契約を

結んでいます。運搬先はダイセキ環境ソリューションに280トンと名古屋埠頭に200トンとなっていますが、搬出先の搬出数量をお答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 市が排出事業者として運搬した実績の数量ということでお答えをさせていただきますと、3社に収集運搬の業務を委託しておりますが、その実績を合計いたしますと、1,349.07トンということでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 3社一緒じゃなくて、1社ずつ答えてください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） それぞれの内訳を申し上げます。

棧生工業株式会社が516.84トン、株式会社縄建が405.36トン、名古屋埠頭株式会社が426.87トン、この合計が先ほど申し上げた数字でございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それから、土の換算係数が設計書では1.65、これが文化スポーツグループのリーダーに聞きましたら2という換算係数に変わっております。10月に入札した設計書の重量換算率は1.65と記載があり、720立米は1,188トンとなります。しかしことしに入って特定の業者との随意契約では重量換算率が2となっていて、1,440トンと半年仮置きしていたら252トンふえています。1トン当たり6万円で契約しているので、1,512万円余分な支出となっています。産廃の内容物をきちっと調査したか一般質問しておりますが、「していない」という答弁でした。重量換算率は契約金額に大きくかかわってまいります。掘り起こした産廃の内容物や土の種類を調査していないのに重量換算率が変わるのはおかしいと思います。以前、1社で1時間半かかる処理場を10往復したのはおかしいのではないかと質問しましたが、適正な価格での支払いがされていないのではと疑われます。契約金額が適正かどうか調査すべきと考えますが、当局の見解をお答えください。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今、質問で設計当初というのは、さかのぼりまして去年の10月のとき、土量の換算係数、これは土の堆積をトン数、重さにすなわち変える換算係数だと思いますけれども、それを1.65というふうに出しております。これはそのときの議会のほうでもお話を具体的なその数字を持ち上げてお話ししておりますが、通常の残土の中に一般的に我々が土木や下水工事のときに出てくるような瓦ガラやコンクリの破片、それかられんがだとか、いわゆる陶器のくず、そんなものが入っている中で、瓦れき類の換算係数というのは環境省で1.48というふうになっております。それに日本道路協会が出した土の重さ、これは通常ほぐした状態でバケツであけたときは1.8というのが数字がございますので、それを事業者さん、いわゆる専門の業者さん

にも相談をしながら、じゃということで1.65という平均値の数字を出しております。その後、新しい土を掘り進むに当たって、中からは大きなコンクリの塊だとか、やはり土の質の中身も、砂質系の土じゃなくて粘性系の土、それからシルト分も多いような感じの土に変わってきておりまして、そこの部分で業者さんと話をする中で、仮という形で2.0という換算係数というか、比重の換算係数を使ったという経過でございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 想定どおりの回答ですけれども、それが後から1.65になってしまったかどうか、そういった答弁が出ていること自体がおかしいと思います。

それから、マニフェスト計量表を、これは重量の関係ですけれども、以前から最終処分場へ持っていったときは、最後、計量器にはかって数字を確認しますと、そういった答弁、文化スポーツグループのリーダーもしておみえになりますけれども、マニフェストの計量表、これを高取の幼保園は同じダイセキ環境ソリューションが処分場となっていますが、今回の勤労青少年ホームでは出ておりません。手書きのメモ書きで記載していますが、総括表を見ますと、立米数と重量が記載してあります。体積は全て5立方メートルで144車で720立方メートルとなっていますが、重量は8トン前後の積載重量が多く、11トン以上積載した車両もあります。積載重量は支払いを決める重要なデータとなります。マニフェストの計量表を公表してくれるのかどうかお答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） どういった公文書公開請求の内容に対しての決定なのかということが定かではございませんが、以前、収集運搬の関係で情報公開いただいたときに、部分公開決定ということで、計量表については部分公開決定を出させていただいた実績のほうはございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今、非公開だとかいう話がありましたけれども、幼保園のほうは計量表は出していただいております。なぜそちらが出ているのにおたくは出さないのか、そういったことからして疑いがあるじゃないのかという考え方を僕も持つわけです。その辺のところを再度お答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、非公開というお話がございましたが、私どもとしては今まで、請求の内容、収集運搬のマニフェストとその関係する書類という公開請求いただいたときに計量表を出した実績はございます。今、部分公開と申し上げたのは、その計量表の中に会社の担当者の個人名が書いてある、そこの部分を非公開にしたものであって、それ以外の内容は公開した実績のほうはございますので、御理解をお願いします。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 出すのか出さないのかお答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 以前から情報公開の関係では答弁しておりますとおり、請求内容をいただいて、どういう内容かそれを踏まえて決定の判断は下していきますので、ここで公開できる、できないということは申し上げられませんが、先ほど来から繰り返し申し上げているように、過去には計量表のほうをお出ししたことはあるということですのでよろしくお願いします。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 私は、マニフェストに関連した一連の書類ということを書いてあります。ですから、その辺のところ一度、再度調べていただいて、計量表を出してもらわないと、グループリーダーが言ってみえるみたいに最終処分場へ何トンの廃棄物を処理したかというのは確認できません。前のときにきちっとはかって出しますということは言っとるじゃないですか。それをお答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 計量表のほうは、何度も繰り返しになりますが、部分公開決定ということでお出しはしております。ただ、いろんな書類がたくさんある中で、全部受け取られたのかどうかというところは確認はできませんけれども、決定の内容としてはしておりますので、よろしくお願いします。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） ちゃんと控えがあるもので、わかるはずでしょう。1回確認して、また僕行きますので、そのときにはお答えください。

それから、次に移ります。

市が排出事業者となり作成している720立方メートルのマニフェストの最終処分が委託契約書記載のとおりとなっておりますが、県の廃棄物対策課に確認したところ、産廃処分の委託先であるダイセキ環境ソリューションから最終処分が5カ所あるということから、どこに処分したかはっきりしていないのは分散処理をすることにより処分数量をわかりにくくし、処分場以外に不当投棄したとの疑いも出ますし、産廃処理法のマニフェストの記載の方法として適切ではないのかということでありました。特に排出事業者が高浜市となっているので、違法行為が発覚した場合、市が刑事責任を問われることとなります。また、マニフェストはどこから出た産廃がどこへ処分されたか示す書類でありますので、最終処分先はきちっと示すべきであります。最終処分をした場所と数量を教えてください。排出事業者でマニフェストの作成者である市は、最終処分先を記載したマニフェストを発行するのかもしれないのかもあわせてお答えください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） まず、平成23年3月17日付の「産業廃棄物管理票制度の運用について」の通知文の中で、2管理票（2）記載事項の⑦のところ、最終処分を行う場所の所在地はのな書きのところでは、「なお、最終処分の予定先が複数である場合など管理票に記載することが困難である場合には、別途委託契約書に記載されたとおりであることを記載し、これを省略して差し支えない」というふうにされております。しかしながら、このような状況ではありますが、県の方の意見では、最終処分された場所がどこか説明できるようにしたほうがよいという御意見をいただいておりますので、処理業者に確認し、最終処分の場所を特定できるように資料の準備を進めておるといところでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） そういうふうに真摯に答えてくださいよ。

次に、高取保育園について質問します。

マニフェストの最終処分の日付が4月20日となっておりますが、3月末までに完了していないので、工事遅延ではないかと思いますが、お答えください。

○議長（北川広人） 答弁願います。

こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） このマニフェストの最終処分の日付が4月20日となっているが、3月末までに完了していないので工事遅延ではないかという話でございますけれども、まずこの協定書において建設発生土の運搬及び処理にかかる期間については、平成31年の3月31日までとなっております。平成31年3月29日に社会福祉法人清心会より完了報告書がマニフェストの写しなど完了書類とともに提出されております。この関係書類の中に発生土の処分終了を示すマニフェスト、いわゆるD票の写しがありまして、これにより業務完了と認めることに支障がないと判断したものでございます。ただし、協定書において業務完了後であっても、市からマニフェストの提出を求められた場合につきましては、速やかに提出しなければならないとしておりますので、その法律に基づいた処理というものを確認するというために最終処分を確認できるE票の発行がされた場合につきましては、その写しを市に速やかに提出するようというところで求めたため、そのE票の写しというものが4月20日付で出たものがこちらに送られているといところでございます。

以上です。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今の話じゃないですけども、負担金の支払いはいつされているわけでしょうか。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 事業者からは、この場合は清心会からという形になりますけれど

も、清心会からの請求書の日付は4月26日付で受けております。

以上です。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 前のところにまた戻ってしまいますけれども、資料の1ページの写真をごらんください。1ページのところですね。写真に白い線が入ってあるやつですけれども、資料1ページの写真では、メジャーも当てずに検査員も写っていない写真は山鈴が仮置きしたものを撮ったものです。それから、3ページの写真では、メジャーも当て、検査員も写っていますが、解体工事完了後の写真と土の形状が違います。確認したところ、栗本工業が動かして成形したものを市の職員が測量したとのことですが、間違いはないでしょうか、お答えください。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 要は私どもが以前に資料を提供させていただいたものが写真だけ、その上にメーター数がいわゆるパソコン上で記載をされて、これはわかりやすくするためにこういうふうに書いております。今は計測のときにメジャーを当ててとか、それから人が被写体が写っていないからそれは全く間違っておるような言い方をされますけれども、一般的に土木の工事、建築の工事でも測量に我々が出向いたときに、道路の寸法を一々1点1点はかったところを写真におさめません。ですので、測量をきちんとしたデータは担当の前申し上げましたけれども、文化スポーツの職員が2人できちんとはかったものを図面に落とした、それをわかりやすくこういった形で写真の上に落としたということでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） まあ納得できる説明ではありませんけれども、そうだったと言うだったらそうでしょう。私が立ち合わせてくれと言ったときには、立ち会いは断られました。

仮置きした産廃を排出事業者以外が動かすことは産廃処理法違反になると思います。この栗本工業が行った産廃の移動は産廃処理法違反ではないのかお答えください。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今、いわゆる違う排出事業者外がいわゆる出したものをその事業者外の者が触ったり、それから現場内で移動したことに対して、それは排出法上の違反ではないかというようなお話でございますけれども、物理的に一般的な私ども一つの敷地の中で工事を進めていく中で、仮置きされた土を産廃であっても、それは量にもよりますけれども、一時的にどけるとか、一時的に仮置きの変えるというのは、これは確認を全部県にしたわけじゃございませんけれども、事業を進める上で必要不可欠なことでございますので、そういう判断をいたしてやっております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今の企画部長の答弁は、言われることはわかりますけれども、実際にこの

経過を言っていきますと、もとは委託料で全部4,000立米近くのを処分すると。それが入札が落札者がいないということで、これがだめになって、それで最終的にコパンと協議をして、負担金にかえて、それでわざわざ委託料を減額して負担金を増額して、それで1社で片づけられるように予算措置をされたわけですね。その辺のところを経過はそれでいいかどうか確認してください。よろしいですか。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 経過と言われるのは、これまでもさまざま議会等で御質問を受け、それぞれ担当が説明をしておったり、お答えをしておるのが経過だというふうに認識しております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） もともとは委託料で4,000立米近くをやろうと思ったのが、いわゆる入札が上手に行かなかった。それで入札をやりかえるのに時間がかかるから、それじゃだめだからということで、1社随契でコパンにやらせるのが一番いいじゃないか。最終的には栗本と契約を結んでいるわけですがけれども、そこに全部負担金で支払うために委託料を減額して、負担金の金額を増額しましたね。で、それを補正予算で今度2回目の補正予算で出てきますけれども、県のほうから1月31日にいわゆる1社で処分させるのはだめだという指導をもらって、720立米を市が排出事業者となって事業をするということで変えたわけです。それで、それが最終的に負担金が全部4,000立米で負担金が組んでありますので、それを今度きちっと業者が決まっていますいろいろな数字も出てきたということで、720は別の会社に発注して、残りの三千幾つを栗本が処分すると、そういう経過になっているわけですよ。

それで、その辺のところは前のときにも何でそんなに委託料を減額して負担金をふやして、負担金をまた減額して委託料をふやしてと、その辺のところは財政当局としても手落ちがあったということでおわびはしていただきましたけれども、そういったことから言ってみても、そのようなことがそのまま謝って済んでしまうという問題では僕はないと思います。ですから、そういったことをもっとわかりやすく市民にきちっと説明をしていただくようお願いいたします。答弁を求めます。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） ただいま、この一連の手続について、財政当局から手落ちがあったのでおわびをしたということでございますけれども、この財政当局からおわびをしたような記憶はございませんが、その辺の一連の流れについてはこれまでも予算審議の中でいろいろ御議論いただいていたかと思えます。まず、委託料としてこれを処理しようと。ただ、落札業者が契約を辞退された。そうした中で、限られた時間の中でいかに期限も守りながら、どういう方法がやれるんだろうか。仮に再入札をしてもまた応札者がなかったりということになれば、ますます事業がおくれてしまう。そうした中で、現場を施工しているところに、また市が保有している指定し

た土地から出たガラ等の廃棄物ですので、市も一定の応分の負担をする必要があるということで、負担金として予算計上させていただきました。

しかしながら、解体業者が掘り出した分については、これは負担金でコパンさんが処理をできないと、それは市が直接契約をして処理をしないといけないということでありましたので、委託料として増額をさせていただいて、これも予算の御議決をいただいたところでもあります。しかしながら、委託料については平成31年の3月議会で減額をしてごさいませんでしたので、増額をした分はこれは6月定例会の予算の中で減額をさせていただく補正を上げさせていただいているところをごさいます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） その予算のあれは全然あんたたちは悪くないということですか。何できちっとこうやって最初のときに。それをわかるとるんでしょう。県のほうから指導されたからこういうふうになりましたとあって、委託料を減額して負担金にして負担金を増額したら、それがまた今度委託料に振り向けて、それを今回6月でまた負担金を減額する。それ当たり前のことなんですか、よその市でそんなことをやっているところはあるんですか。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） このことについては答弁の繰り返しになりますけれども、今御質問いただいたところは、一旦負担金でお認めいただいたものを、改めてその一部分について委託料として予算計上する、御議決をいただいて期間が間がない中で、どのようなことになっているのだということをごさいました。この部分については、平成31年の1月臨時会であったかと記憶をいたしておりますが、御説明をさせていただいているところをごさいます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） そういう姿勢が僕おかしいと思うんですよ。いいことはいい、悪いことは悪い、ちゃんときちっとそのことをやっていけば、今回みたいなそんなあんた間違った情報公開で設計書を出してしまいましたとか、そんな問題にはなっていないんじゃないですか。その辺のところを改めてくださいよ。

○議長（北川広人） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 今、御指摘の件は、過日私からもおわびをしたということは覚えております。そのときに責任論のこともおっしゃられましたが、短い期間の中でそのせつなせつなで市のほうは苦しい判断をしましたが、それに対してよしという言葉は私も申し上げておりません。ただ、それはそのときの賢明な判断をしてきたということで御理解をいただいたということでもありますので、おわびをしていないということはありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 副市長のように真摯に答えていただければいいんですよ。

時間がありませんので、最後、公共施設の関係で、写真をお配りしてありますけれども、これは次の9月議会でも事前通告しておきますけれども、一般質問をさせていただきます。

14ページのところにわかりにくいような写真が載っておりますけれども、これは実は中央公民館が変更契約をして、下から水が出てきたからディープウェルをかけて工事をやると、そういったときの写真でございます。11月7日、これ物がわかりにくくていかんですけれども、この一番向かい側に写っている建物が、これがシルバー人材センターです。そのところに矢板が打っております。この矢板はこの11月7日の段階では、これは内側に支保工と言われるものが打っておりません。それで、11月13日の写真、これは写りが悪いですけれども、右側のところに矢板のほかに内側に支保工が打っております。それから、1月5日は、これは完全に支保工が打っております。1月5日2枚は写っています。

それで、実際にこれ道路が陥没していますけれども、再度御質問させていただきますけれども、この道路が陥没したのがわかったのはいつの時点だったか、ちょっと日にちを教えてください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 旧中央公民館の東側道路の陥没につきましては、平成29年11月28日の全員協議会のほうで御説明をさせていただいておりますけれども、まず10月13日に道路の中央付近に亀裂を発見し、翌日に簡易な補修をした。そして、10月22日に台風21号が接近してきたこともあわせて、道路の亀裂が少しずつ増幅をしていったということでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今、説明していただきましたように、結果、11月7日では自立型というのか、いわゆるこの道路側のほうに矢板が1枚しか打っていないくて、支保工が打っていないために土が逃げたり、それからウエルをかけてくんだために地盤沈下をして、道路が陥没したのではないかという、そういった結論になったかと思っておりますけれども、実際にはそうではなくて、支保工を入れずに深く掘ってしまったために土が逃げたのではないかということで、推測で言っただけは申しわけないですけれども、そういったのが僕は原因であるというふうに思っております。

それで、実際に、あとちょっとまだ時間がありますので、もう少し質問をさせていただきますけれども、今の14ページの写真では、白黒でするのでわかりにくいですが、11月7日の写真では矢板が二重に打っておりません。自立型の鋼矢板と思えます。掘削の深さ、根切り深さが3メートル以上の場合、鋼矢板最小限、根入れ長さは3.0メートルという基準があると思っておりますけれども、情報公開で請求した開示図面では、鋼矢板の長さは12.5メートルであるので、掘削深さが10メートル以上であったことから設計ミスではないか、設計ミスが道路崩壊を招いたのではないかということをお私に思いますので、このことについてお答えください。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、これは変更時の鋼矢板の打ち込みの設計でございますが、12.5メートルの打ち込みの箇所につきましては、矢板の天端G Lプラス0.5からマイナスの7.58下がったところですね、こちらを作業床としておりますので、そちらを想定しております。そのため、地上面長さを差し引いたといたしましても、4.92メートルの根入れがあるという計算となります。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） まだ時間3分ありますので、変更設計書、これは皆さんのところにはお配りしてありませんけれども、私がいただいた変更設計書の金入りの設計書16ページには、鋼矢板の運送料が368.9トンとなっておりますが、議会で鋼矢板の重量は約37トンと答弁をされております。また、設計書の鋼矢板搬入車両は、10トン車が合計7車となっておりますが、設計書の368.9トンを送ったとは余りにも違う数字ではないかと思えます。その辺のところは今資料がないのでわからないと思えますけれども、わかればお答えください。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 鋼矢板の運搬の関係だと思えますが、一般的な平積みではなくて、今回の場合は25トンのトレーラーを使用しております。そのため、設計書量に対して22トン程度ですね、こちらのほうの積載をするということになると、17車ほどの運搬で済むかと思えます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） この368.9トンこれは間違いである、そういうことでよろしいですか。これはいいわ、22トンで。今、何車と言った、十……

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 17車ほどで運搬しております。

○8番（黒川美克） それじゃ了といたします。

時間が1分ですので、最後、まとめをさせていただきます。

市政には解決すべき課題が山積みしています。こうした厳しい状態にあっても、この状況乗り越え、高浜市の未来を開くためには、市民の皆様との相互理解の上に立った市政に対する今日まで以上の御協力をいただかなくては立ち行かないことは、執行部の皆様も強くお感じになっていと思います。市民の皆様に御理解を得て御協力をいただくためには、何より真の信頼関係を構築することが不可欠であり、信頼関係を構築する上において最も重要なことが行政として説明責任を果たすことであることは間違いありません。

虚偽の報告を疑われることや情報開示をしないという姿勢はあってはなりません。市民の皆さんの求めに応じ、市が持っている行政情報を公開することにより、市民の皆さんの市政に対する理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進することを要請して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は13時30分。

午後0時30分休憩

午後1時30分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、倉田利奈議員。一つ、高浜市自治基本条例について。以上、1問についての質問を許します。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） では、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

高浜市自治基本条例が制定されて8年が経過いたしました。制定後より今日まで、高浜市自治基本条例を高浜市政にどのように反映させてきたのでしょうか、答弁お願いいたします。

○議長（北川広人） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） どのようにというところでございますが、高浜市自治基本条例は、御質問ありましたように、平成22年市議会12月定例会で御可決をいただきまして、平成23年4月1日より施行をしております。

その考え方につきましては、4条のところに、参画、協働、情報共有と3大原則載せてございます。それにつきましては、全庁的に共有をいたしまして、その原則に基づきまして実施をしておるところでございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 高浜市住民投票条例は、高浜市自治基本条例に基づいて制定されております。

高浜市住民投票条例第3条第5項には、「市長は、市政運営上の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる」と書かれておりますが、どのような場合が、重要事項と認識されておりますか、答弁お願いいたします。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 住民投票条例でございますけれども、まず、長と議会の間で意思の乖離が生じている場合、こういったことが一つございます。また、住民の方の間で意見の対立といえますか、そういった乖離が生じている場合、こういったこともあるかと思えます。また、市政運営上の重要事項ということで申し上げますと、例えば、迷惑施設を建設する場合、こういった場合に、住民の意見を聞いてみると、そういったこともあろうかと思えます。

考え方としては、市の中で市長が発議をするような場合ということでいいますと、市の中で二分されている、また長と議会の間で意思の乖離が生じた場合、こういったことが想定される場所でございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今、意思の乖離というお話がありました。じゃ、中央公民館取り壊しに関しては、住民投票を発議されなかったもので、重要事項ではないということとしますね、今のお話上。

今の答弁を前提として、次の質問に移ります。

高浜市自治基本条例第5条第2項には、「市民は、まちづくりに関し、議会及び行政が持っている情報を知る権利があります」とうたわれております。

この市民の権利は、十分に保障されていると考えておりますか、答弁お願いいたします。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今、第5条の市民の権利ということで、その全文章を読んでもらいますと、「市民は、まちづくりに関し、議会や行政が持っている情報を知る権利があります」ということですので、我々、そこを含めて情報の開示、御提供、そういったものを行ってきている。また、そういった場も設けておりますので、そういったところにお出かけをいただくなり、市民の方がそういう気になれば、情報は、市で取り入れることができるというふうを考えております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 高浜自治基本条例の第5条第2項の知る権利ということで、情報公開制度というのがあるんですが、こちらについて、今、お話だと保障されているのではないかというお話があったんですが、情報開示請求していくと、市長の公印や決裁者の印影が黒塗りになっているなど、グループごとに対応が今違ってきているんですが、情報公開制度について他市の公開事例を学んで、職員研修等を行っていますか。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今、情報公開に特化して職員研修をされておるかという御質問をいただきましたけれども、今までの状況から申し上げますと、特別、情報公開に特化した職員の研修、そういったものは行っておりません。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 必要性は感じておりませんか。今後の対応について教えてください。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 特に情報公開に特化した研修ということは行っておりませんが、今、情報公開の請求をたくさんいただいております。それがいろんなグループにまたがっているわけですので、職員は、そういった一つ一つの請求に対して、一つ一つ、まさにOJTといえますか、日常の職務の中でその対応を学んでいるところでございます。

特段、現時点で情報公開に特化した研修ということでは考えてはおりません。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今のお答えでいくと、特に研修をやらなくても、きちんと対応ができるということですので理解します。

それでは、高浜市自治基本条例の制定により、高浜市情報公開条例が改正されたと思うんですけども、どのような改正がありましたか、教えてください。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 自治基本条例の制定によって、情報公開条例がどのような改正がされたのかということでもありますけれども、まず、この情報公開条例が自治基本条例に基づく条例であることを明記するということがございます。

したがって、第1条で、この条例は、自治基本条例第20条第2号に規定する市政に関する市民の知る権利を保障するとともに、市が行う諸活動を積極的に市民に説明する責任を果たすため云々ということで、その部分を改正いたしました経緯がございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 平成26年4月から現在まで5年間の情報公開請求の申請件数とその結果を年度別に全部公開・一部公開、不開示別にお答えください。

○議長（北川広人） 行政グループ。

○行政G（中川幸紀） 情報公開請求の申請件数につきまして、高浜市情報公開条例が施行されました平成4年4月1日以降の基準日以後での件数でお答えさせていただきます。

まず、平成26年度から昨年度までの実績といたしまして、平成26年度は10件の請求のうち、全部公開が3件、部分公開が3件、非公開がゼロ件、不存在2件、取り下げ2件。平成27年度は、16件の請求のうち、全部公開7件、部分公開6件、非公開1件、不存在2件、取り下げゼロ件。平成28年度は、48件の請求のうち、全部公開24件、部分公開13件、非公開1件、不存在10件、取り下げゼロ件。平成29年度は、54件の請求のうち、全部公開が22件、部分公開が25件、非公開が3件、不存在が3件、取り下げ1件。平成30年度が111件の請求のうち、全部公開が44件、部分公開54件、非公開25件、不存在32件、取り下げゼロ件でした。

そして、今年度の実績ということでお答えいたしますと、5月末までの請求があった分で、行政グループで把握している分としては、請求が53件、うち全部公開が20件、部分公開が46件、非公開が13件、不存在が17件となっておりますが、公開決定の件数の合計と請求件数が合わない年度がございますが、これは、1件の公開の請求に対しまして全部公開や部分公開など、複数の公開決定が必要であったり、複数のグループにまたがる公開請求で、それぞれのグループが公開決定を行っていることによる差となります。

以上です。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） ありがとうございます。

では、今のお答えしていただいた中で、工事予定価格の積算内訳書、いわゆる金入り設計書にかかわる申請件数及びその結果を年度別に全部開示・一部開示、不開示別にお答えください。

○議長（北川広人） 行政グループ。

○行政G（中川幸紀） 市が作成いたしました金入り設計書の情報公開請求件数については、平成29年度が2件の請求のうち部分公開2件。平成30年度が10件の請求のうち全部公開が3件、部分公開が7件となっております。平成28年度以前は、平成24年度に全部公開した1件以外に金入り設計書の情報公開請求自体がございませんでした。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 31年度はいかがでしょうか、31年度。

○議長（北川広人） 行政グループ。

○行政G（中川幸紀） 今年度につきましては、請求の実績はなかったと記憶しております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） わかりました。

午前中、黒川議員の質問と答弁にもあったんですが、改めて確認したいと思います。

金入りの設計書に関して、設計書の単価金額について開示されなかったという経緯がありますが、開示しなかったのはなぜなのか、市民にわかりやすく御説明ください。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 市が作成する金入りの設計書には、いろいろな作成の方法がございます。

そうした中で、中央公民館の金入り設計書を非開示にいたしました理由でございますけれども、まず、これは事業者の任意の御協力によって見積書をいただいて、その見積書から作成をした設計書でございました。

そうしたことから、まず、事業者からいただいた見積書に基づく金入り設計書を公開することが、このことが見積書を公開することに等しくならぬだろうか、そうしたことが、仮にそういったことが類推されますと、今後の見積もりの協力が得られなくなるのではないかと。そういったことを、今後の予定価格の作成に支障があるのではないかと、そういったところを1点判断いたしましたわけでございます。

また、2点目として、御請求をいただいた時点で、次の同類の解体工事、例えば、高取保育園の解体工事などを行う予定がございますし、そうしたことから、先行する中央公民館の金入り設計書の単価部分を公開すると、それが同じ解体工事と同種の仕様に基づくものが、これもまだ今後そういった可能性もあるわけでございますので、そうしたことをあらかじめ公開することが、そこが見積もり業者の積算努力が損なわれて、適正な入札に反映されないのではないかと、そうし

た入札事務や工事事務の適正な執行、こういった支障があるのではないかと、そういったところから非開示の判断をいたしたところでございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 金入りの設計書については、長野県の上田市、千葉県佐倉市などは、建設工事に係る入札、契約手続のより一層の透明化を図るため、情報開示請求の手続をすることなく閲覧が可能であったり、情報を交付しています。少し調べれば、開示することが当たり前であることがわかったはずですが、なぜ開示をしなかったのか私どもでは理解できません。何か隠したいものがあったのでしょうか。

現在、金入りの設計書について開示されております。どのような経緯、理由で行政の対応が変わったのか、御説明ください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 先ほど8番議員の質問の中でも一部答弁させていただきましたが、先ほど他の公共施設の解体工事、これを同様な仕様を用いたりしないかというお話の中で、同様の仕様を用いることがないということ判断したこと、また裁判所により、不開示理由については、客観的な理由が必要であるというような御指摘をいただいたことによりまして、総合的に検討した結果、自主公開とさせていただいたものでございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今、同様の仕様という話がまずあったかと思うんですけれども、同様の仕様のものが、中央公民館と同じようなものが、まず、高浜市内にないと思いますし、客観的な理由につきましても、ちょっと納得できないという状況でした。

きょう、本来であれば、皆さんに資料としてお渡ししたかったんですけれども、ちょっと議長より許可が得られなかったので、お渡しできなかったんですけれども、例えば、豊田市では、平成30年度に情報公開制度及び個人情報保護制度実施実況報告書というものが、このようにつくられております。

中を見ていただきますと、1件ごとにどのような情報公開が行われて、どのような開示結果であったかということが一目瞭然わかるようになっております。これを見ますと、例えば、一番早いものでは、受付日から決定日までは4日、2週間かかっているものが逆に余りないという状況もあります。

高浜市では、必ず2週間かかって情報開示決定がされていることが多いのではないかとお考えです。このように、高浜市は、自治基本条例に基づいて情報公開条例が制定されているわけなので、報告書とかをつくる御予定はございませんか。

○議長（北川広人） 行政グループ。

○行政G（中川幸紀） 現在のところ、特段、一般に向けて公表する必要がないと考えておりま

す。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 情報公開審査会についての質問に移らせていただきます。

平成26年4月から現在までの過去5年間の審査請求件数と審査会へ諮問された件数を年度ごとにお答えください。

○議長（北川広人） 行政グループ。

○行政G（中川幸紀） 審査請求の件数につきましては、平成27年度に1件、28年は4件、30年度は7件、今年度も6月11日の時点で、総務部が把握しているのは18件となっております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 審査会への審査請求要求が大変ふえているということがよくわかりました。

それでは、審査会の採決結果について、年度別にお答えください。

○議長（北川広人） 行政グループ。

○行政G（中川幸紀） 平成27年度に情報公開審査会で諮問された1件は、平成28年度に答申がされ、平成28年度に諮問された審査請求のうち2件は、平成30年度に答申がされ、平成30年度に諮問された審査請求のうち1件が、今年度に答申がされております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 答申については、請求が認められたということでしょうか。

○議長（北川広人） 行政グループ。

○行政G（中川幸紀） 案件によっては、棄却されたり、一部認容された答申となっております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） では、今の審査結果から、裁判になったケースはありますか。

○議長（北川広人） 行政グループ。

○行政G主幹（久世直子） 審査結果から裁判になった事例ということはありません。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） では、今の年度ごとに情報公開審査会への審査請求から、年度ごとでは……ちょっと31年は余りにも多いので、できたら年度ごと、ほかもできたら年度ごとに情報公開審査会への審査請求から決定までの平均期間をお答えください。

○議長（北川広人） 行政グループ。

○行政G（中川幸紀） 審査請求のほうの諮問から答申がされるまでの期間につきましては、事案とか争点の内容ごとに異なってまいりますので、一律には言えないんですが、今まで答申をしたものでは、答申までの期間が4回から22回までの開催で、期間としては190日から660日程度という形となっております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今、190日から660日という答弁があったんですけども、660日ということとは、2年近くかかっていたものがあるということで、これは、ちなみに何件あるんでしょうか。

○議長（北川広人） 行政グループ。

○行政G（中川幸紀） 600日を超したようなものについては1件となります。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今、190日から660日ということですが、これを平均すると、どれぐらいになりますか、1事案あたりの期間が。

○議長（北川広人） 行政グループ。

○行政G（中川幸紀） 全体の平均といたしまして、460日ぐらいとなっております。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 審査決定までに要する期間は、西三河他市で、わかる範囲でどれぐらいでしょうか。また、単純な比較はできないと思いますが、傾向についてお答えください。

○議長（北川広人） 行政グループ。

○行政G（中川幸紀） 近隣市におきましては、近年、開催実績のある市では、争点や口頭意見陳述の有無にもよりますが、おおむね半年ほどで答申を行っているようです。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 全く同じ文言ではありませんが、同じ内容で医療法人豊田会の理事会及び運営委員会の会議記録について、情報開示請求をし、審査会へ審査請求を行ったところ、高浜では、請求が平成27年10月22日、決定が平成29年3月31日、審査にかかった時間が1年5カ月。同じく、この同じ内容で刈谷市へ請求したところ、請求が平成29年4月18日、決定が平成29年8月16日、約4カ月で決定がされております。

近隣市で調べると、先ほど半年ほどというお答えがありましたが、大体私の調べた範囲では、2回から3回の審議回数で決定が出ております。高浜は、時間がかかり過ぎておりますが、どのように思いますか。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） ただいま他市でおおむね半年ほどという回答をさせていただきました。

これは、争点でありますとか、口頭意見陳述の有無でありますとか、そういったこともございますので、その期間について、事案・争点の内容により異なる場合がございますので、一律には、これは言えないものであると考えております。

そうした中で、当市におきましても、これは金入り設計書の案件でございますけれども、開催回数4日、実質6カ月で答申をした例もございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 先ほど医療法人豊田会の理事会及び運営委員会の会議録について、高浜だ

と1年5カ月かかり、刈谷だと4カ月。

余りにも、1年以上もかかっている、はっきり言って、高浜市自治基本条例の精神にのっとっているのかなというところで、時間かかり過ぎていると思うんですけども、同じ内容でもこのように期間が余りにも乖離していると思うんですが、それについてはいかがですか。

○議長（北川広人） 行政グループ。

○行政G（中川幸紀） 時間がかかりました案件につきましては、他の法人での議事録であったり、請求の対象となる公文書の特定自体がそもそも問題になっていたため、審査が難航したものや、同一案件について訴え等が提起されたため、判決等の関係で新たな争点が追加されたり、先ほど条例改正の件もありましたが、行政不服審査法の改正等もあり、手続のあり方について試行錯誤を重ねていた点もあり、長期に及んだというふうに考えております。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） ただいま医療法人の会議録の期間について御質問ございました。

当市では、それまで情報公開の審査請求というものがございませんでした。これが初めて審査請求があった事案でございます。

そうしたことから、初めての事案でございますので、慎重に審査をされたらと、審査会の回数も22回に及んだと。委員の皆さんの真摯な御審議、こういったことが期間が長くなった、そういったことの要因でもあろうかと思えます。

ただ、これは、多数決で決めるものではございません。委員の皆さんの合議によって決めるものでございます。そういった要因もあつたかと思われまふ。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今、初めてのというふうにおっしゃったんですけども、例えば、今の刈谷の請求の件とかは、ホームページで見れば出てくることなんですね。そうしたことは、簡単に調べられると思えます。なので、やはり他市から聞くなり、学ぶなり、いろんな方法で市民に早く情報を伝えるということが大事かと思えます。

それから、審査回数なんですが、先ほど4回から22回という、ちょっと驚くべき数字が出てくるんですが、この1回の審査会に係る経費はどのようでしょうか。

○議長（北川広人） 行政グループ。

○行政G（中川幸紀） おおむね1カ月に1回の割合で、審査会のほうを開催しております。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） ただいま経費の御質問をいただきました。

委員の方の報酬につきましては5,800円でございます。その中で、委員が事案によって6人出席をされる場合もありますし、場合によっては、5人の方もいらっしゃいます。そうしますと、5人の方が出席をされますと2万9,000円になりますし、6人の方が出席されますと3万4,800円

となります。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 22回というのは、ちょっと考えられない回数ですので、審査会のあり方について検討する余地はありますか。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 22回が考えられないような数字だという御質問ありましたがけれども、我々としては、先ほど申し上げましたように、初めての事例であって、慎重に御審査をいただいた、そういった結果であろうかと思えます。

それで、これにつきまして、私どもといたしましても、審査請求が年々増加をしております。そうしたところから、平成29年6月定例会に情報公開審査会の委員の定数を5人から6人に増員をさせていただく条例、御可決いただいたところであります。また、そのお一人ふえた委員につきましては、弁護士の方出ておりますので、今、お二人の弁護士にお願いをいたしております。私どもといたしましても、審査の迅速化、そういったところは対応しているところでございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 高浜市情報公開条例の目的第1条では、「この条例は、高浜市自治基本条例第20条第2号に規定する市政に関する市民の知る権利を保障するとともに、市が行う諸活動を積極的に市民に説明する責任を果たすため、市が保有する行政情報の公開に関し、必要な事項を定めることにより、開かれた市政を推進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって市民が主体となった自治の進展を図ることを目的とする」とうたわれております。

高浜市は、高浜市自治基本条例のもと、情報公開条例が制定されているので、より市民のために、早く多くの公開できる情報をきちんと市民に知らせるべきと考えますが、市の見解をお聞かせください。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） まず、情報公開条例の第1条を引用されました。

私どもといたしましても、この情報公開条例にのっとりまして、原則公開であるという前提に立って、ただ、中には非開示事由というものが定められております。この非開示事由につきましては、これは公開をしてはならない、第三者に影響があるようなものについては公開してはならない、そういった職務義務もございますので、それにのっとり、条例の運用を図っているところでございます。

それと、早くたくさん情報を市民の方に、ということでもございました。

先ほど他市の事例を、資料3出されましたけれども、それぞれの人口規模でありますとか、職員体制でありますとか、また、それぞれ自治体には自治体ごとの事情というものがございます。

私どもといたしましては、現行制度の中で精いっぱい努めているところでございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今、自治体の事情とおっしゃいましたが、高浜市の場合、どのような自治体の事情があるのでしょうか。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 自治体には、それぞれ財政力でありますとか、人口の問題でありますとか、また環境や風土、それぞれ市民意識、そういったことのそれぞれの自治体の個別の事情がございます。また、そうした中で、全体の中で職員の配置、こういった問題もございます。それらを総合的に勘案しながら、現行の中で対応させていただいているところでございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 先ほど見積書のことで、任意の協力であり、見積書であるから、開示すべきかどうかというお話があったかと思うんですけども、これに関しても先ほど私言ったんですけども、本当にホームページとかでちょっと検索すれば出てくるようなことですね。そういったことがたくさん事例としてあるわけなので、しっかりそうしたところを調べて開示するという、そういう姿勢はいかがでしょうか。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 金入り設計書のそもそも作成方法がケース・バイ・ケースということがございます。事業者からの参考見積りに基づいて作成をしたもの、またあるいは外部に委託をして、外部の事業者によって作成をされたもの、県でありますとか、そういったところの単価や歩掛りを用いたもの、それぞれございます。

私どもといたしましても、過去に全部公開をした事例はございます。他市の事例を参考にといいことで、その事例がどのような形で金入り設計書がつくられているのか、それは個々の問題がございます。

そうした中で、私どもとしては、他市の事例で参考にできるものは参考にいたしますし、先ほど、金入り設計書1件、1つ4カ月、6カ月で審査会で公開したものと申しましたがけれども、それは物価版、いわゆる物価版から単価が用いられていたものでございます。こういったものについては、物価版については公開をしていない、こういった取り扱いの市もございまして。それぞれ個別に判断をいたしているところでございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今、個別の判断というお話も出たんですけども、それが、結局、裁判所で通用しなかったということだと思っておりますので、個別のほかの事案がどのようなことかというのをしっかり調べて、情報開示すべきかと思っております。

では、次の質問にいきます。

高浜市自治基本条例、この条例の第4条に参画の原則、「議会及び行政は、市民参画の機会を保障し、市民の意思を反映した市政運営を行います」と、こちら、高浜市のほうが「みんなでつくろう高浜市」ということで配られておりますが、これの自治基本条例の第2条「この条例で使われている用語の意味」ということで、参画というところに、「政策、施策、事業等の立案から実施及び評価にいたる各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいいます」と書かれております。

私は、このたび議員になったわけですが、市民であったときに、今回のごみ袋の有料化について、市民説明会に2回参加しました。全く理解のできる、納得のできる内容ではありませんでした。市民が質問をしたり、意見を述べても、あくまでも、もう既に決まっているということが前提のように答えられており、市民参画という、そういう我々意識が全くなくなるような説明会でした。

市民参画という第4条、この基本原則にのっついていけば、まず、計画の段階から市民が参加し、市民が自主的なまちづくりをつくるというのが高浜市の自治基本条例の精神かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北川広人） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） この参画の原則の部分でございますが、これまでも高浜市におきましては、各種、総合計画もそうなんですけれども、さまざまな計画を策定する際、市民の皆さんの御意見を聞けるような場を設けて、つくり上げてきてございます。

実際にこの自治基本条例をつくる際も、かなり出前トークだとかといったような形でまちづくり協議会、小学校5地区、あと町内会、それぞれ回ってございます。つくり上げる際も15回の市民と一緒に分科会を開催しておったりというような形で、これもつくり上げてございます。全てそういった計画につきましては、市民の皆様御意見を聞きながら作成をしてきておるといような状況でございます。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今、参画ということでおっしゃいましたけれども、参画の手法というのは、ただ御意見を聞くということじゃなくて、いろんなスタイルがあると思うんですね。例えば、個別の案件だとか、内容が特化した案件であれば、そういった、そこにかかわっている方の意見を聞くようなワークショップをしたりだとか、それから、今おっしゃったような個別の住民説明会を開くだとか、そういった形の方法がございます。ほかに、例えば、大きな内容であれば、皆さんから意見を聞くようなパブリックコメントというような方法もありますので、一概に意見を言ったけれども、全くというようなことで全て片づけているわけじゃなくて、状況だとか、場合だとか、ケースによって、それぞれ手法を持ち合わせておりますので、その必要に応じて、そういった形で御意見を聞くなり、参画の機会を求めておるといような状況でございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今おっしゃっていたワークショップとかですか、あとパブリックコメント、ホームページのほうをよく見させていただくんですが、意見を承りますということが多くて、なかなか市民の意見が通っていないなというふうに私の主観ですが、思います。

やはり高浜市が住んでよかった、そして、こちらの「みんなでつくろう高浜市！」にも載っています。市民がまちづくりの主体であることを市民が自覚するということが載っております。今の状況だと、市民が何を言っても変わらない、もう決まっちゃったことだから、言ってもしょうがない、そんな声がたくさん聞こえております。

市民の声をしっかり受けとめ、しっかり市政に反映されているのかなと私は、市民の今の声を聞くと疑問であります。そのあたりを改善するように要求したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 先ほども申し上げました。御意見をいただいて、それが採用だとか、御意見が通らなければ、市民の意見を聞けていないとか、そういうふうに、そこだけで御判断いただくというのは、非常に偏りかなというふうに私は感じてしまうんですが、やはり皆さんそれぞれの立場で、それぞれの方がいろんな御意見をお持ちなんで、そこをきちんと整理しながら、すべきことはする、聞くことは聞くということで、きちんと方向性を持って運営をしていくのが行政運営だというふうに考えておりますので、そういう意識的に、せっかく出たけれども、意見を言ったけれども、全く取り入れないというような方がおみえになれば、ぜひそれに懲りずに、そういったところへはしっかりとお出かけをいただくなり、ホームページで御意見を寄せていただくというのが、これが大きな市民参画の第一歩だというふうに私は捉えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） では、ちょっと具体的にお聞きしたいんですけども、例えば、今回市民病院が新しく移転されると思うんですけども、旧市民病院をどのように活用するかとかは、市民の意見はどのように反映されるか、何か計画ございますでしょうか。

○議長（北川広人） 倉田議員、通告外になりますので……。

○16番（倉田利奈） 自治基本条例の精神のもと、お聞きしております。

○議長（北川広人） ええ、もとはいいんですけども、今のは、もう個別の事案になりますから、通告を受けていない質問は受け付けるわけにいかないものですから……。

○16番（倉田利奈） その他のものでもいいですよ。市民の声をどのように具体的に取り上げていくか、お聞かせ願います。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） それは、先ほど繰り返しになっちゃうんですけども、その時と場合によって、その手法とかできちんと、先ほど、私、例を申し上げましたけれども、そういった形で意見を反映していくなり、お聞きをしていくということでございます。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） この高浜市自治基本条例を改めて読みますと、本当に理念は素晴らしいなと思います。ぜひとも、これを行政のもとにしっかり運用され、役立たせていただくよう、切に願います。

早いですが、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は14時25分。

午後2時15分休憩

午後2時25分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、杉浦康憲議員。一つ、高浜市における多文化共生について。以上、1問についての質問を許します。

3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） 議長のお許しをいただきましたので、高浜市における多文化共生について、一問一答方式にて御質問をさせていただきます。

まず初めに、今回の一般質問のテーマに多文化共生を取り上げた理由について、触れさせていただきます。

ある町内会OBさんとお話していると、こんな話を聞きました。国勢調査を担当されたらしく、国勢調査であるお宅に伺いましたと。そしたら、これもよくある話かもしれませんが、奥さんが対応してくれたそうです。旦那さんは会社に行っている、お子さんは学校に行っているということで、外に出ている旦那さんとお子さんというのは、日常からいろんな会話をしているので、割と日本語に困っていない。家庭におられる奥さんというのが割とこもっているということで、日本にいても大変日本語に困っている。電話で国勢調査のことをしているのですが、電話で旦那さんとけんかになってしまったと、そういった状況を見て、同じ町内に住む人間として、何かできないかということをお聞きしまして、現在、高浜市がたくさん外国籍の方がみえますので、どういった対応をされているのか、どういった方向を向いているのかということをお聞きしたいと思っております。

まず、窓口業務についてです。

最初の質問が、高浜市には現在、何カ国、何名ぐらいの外国人の方が居住しているのか。また、人口における割合と主な国籍なども教えていただければと思います。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） 令和元年6月1日現在の数字でございますが、38カ国、3,739人の外国人の方が住民となっております。人数の多い国籍は、1位がブラジルです。人数が1,847人で、全外国人に占める割合が49.4%となっております。2位がベトナムで19.3%、3位がフィリピンで439人、11.7%という状況になっております。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） はい、ありがとうございます。

本当に多い人数で、報道等を見ても、高浜市の外国籍の方というのは、人数でいけば、当然大きいまちの方が多いんですが、割合でいけば、高浜市が愛知県トップという報道もされているということは、本当に身近な問題だと思います。

それでは次に、市役所の窓口対応の中で、外国人の方の窓口対応が最も多いのは市民窓口グループだと思いますが、その対応の現状を教えてくださいと思います。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） 先ほども外国人の方の数を申し上げましたが、外国人の転入というのが年々ふえてきており、窓口で外国人を見かける機会も多くなっております。手続に来庁される外国人の方は、日本語をある程度理解されている方、または同伴者などを介しましてコミュニケーションが可能な方が多くて、手続を行う上で、今のところ大きなトラブルは発生していない状況でございます。

最近の傾向といたしましては、ベトナム国籍の方の転入が急増しておりますが、ほとんどが技能実習生の方であるため、手続には企業の通訳の方がついてくる場合が多いので、今のところ対応に困ることは少ない状況でございます。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

今の御答弁でも、割と通訳の方や日本語をしゃべる方が一緒に来てくれるということで、そんなに困ることはないという御答弁でしたが、そういった方とは別に、市民窓口グループには通訳さんがいると思います。

言語として何語に対応できるのか。あと、こんな時代ですので、タブレットやポケトークなどの翻訳ツールみたいなものは使われているのかというのを教えてください。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） 市民窓口グループには、現在、ポルトガル語に対応した通訳さんが1人常駐している状況でございます。

それから、タブレット等についてですが、平成30年度、昨年度になりますが、凸版印刷さんが実施している自治体向け音声翻訳システムに関する研究開発の実証実験に参加させていただき、

タブレット端末を活用した音声翻訳システムを利用させていただきました。音声翻訳システムは開発段階にあったということもありますが、システムを活用する際は、端的に話すとか、あるいは尊敬語は使わないといったコツが必要で、長く話したり、はきはきしゃべらず滑舌が悪かったりした場合などは、うまく翻訳されないこともありました。

今年度からは、実証実験に基づき、改良された音声翻訳システムを活用しておりますので、通訳の待機者が出てしまった場合は、音声翻訳機能を備えたタブレット端末による対応も可能となっております。

以上です。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） はい、ありがとうございます。

本当に多国籍にわたると思いますので、そういった道具を使って、速やかな窓口業務がお願いできればと思います。

窓口業務については最後の質問になりますが、市民窓口グループとして、窓口対応で、今後の課題は何かと考えているのか、お伺いします。

○議長（北川広人） 市民部長。

○市民部長（中村孝徳） 先ほど来言っておりますけれども、年々本市へ転入する外国人の数というものはふえ続けております。

現在のところ、窓口での大きなトラブルは起こっておりませんが、外国人の数の多さに加えまして、国籍のほうも多国籍化しておるといような現状がございますので、いかに速やかに、かつ、円滑にコミュニケーションを図るかは、来庁者の満足度向上、それから窓口での対応時間の短縮という観点で、重要な課題であるというふうに捉えております。

そのためには、その国の言葉が話せる通訳を複数人配置することが、当然、これは望ましいと思いますけれども、その分多くの人件費が必要となるということもございまして、現実的ではございません。先ほどグループリーダーのほうで申し上げましたタブレット端末の活用実績、あるいはお隣の安城市では、通訳電話のほうを9月からちょっと導入してみようかということも聞いておりますので、そういった活用実績なども踏まえながら、本市にとって費用対効果の面から最適なツールは何かということを見定めていく必要があるというふうに考えおります。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） はい、ありがとうございました。

今は余り大きなトラブルはないということですが、部長言われましたように、外国籍の方、人数も多国籍もふえているということで、他の自治体の取り組みも参考にしつつ、費用対効果も考慮しつつ、高浜市に合った対応をしていただければと思います。

続いて、広報や町内会に対して何点かお聞きしたいと思います。

まず、高浜市で暮らしている外国人に対して、市からのお知らせなどの情報発信について、高浜市の広報たかはまでは、一部ポルトガル語の翻訳ページがあり、ホームページにおいては、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語の自動翻訳を実施されていると思います。

しかし、先ほどの窓口対応の答弁の中にもありましたが、ベトナムやフィリピンといった外国人もふえてきている中、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語以外への対応や発信媒体について、今後どのように対応していこうと考えているのか、お伺いします。

○議長（北川広人） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 市からの広報という部分につきましてですが、現在は、御質問の中でもございましたように、広報たかはまにおいては、一部ポルトガル語のページを作成しております。ホームページにおいては、4カ国語の自動翻訳機能を追加しているというようなことをしておりますが、それ以外には対応していないというのが現状でございます。

そうした中、外国人労働者の受け入れ拡大を目的とした新在留資格特定技能を盛り込んだ改正出入国管理法が4月1日から施行されるなど、外国人住民の増加や多国籍化は、今後ますます進むと考えております。そのため、さらなる多言語対応は、喫緊の課題と感じてございます。

ただ、2020年東京オリンピック開催に向け、外国人対応としては国を挙げて、近年、そういった翻訳ツール、ICT技術を活用した翻訳ツールは急速に進歩・普及してきておるところでございます。それらを活用した他自治体での事例もたくさん出てきてございます。

本市の実情と翻訳ツール等の利活用及びその費用対効果を見きわめまして、発信媒体も含め、検討を今後していきたいと考えてございます。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） はい、ありがとうございます。

情報発信の状況についてはわかりました。

やはり、現在においては、多言語に対応した翻訳ツールを活用するというのは欠かせないと思います。まだまだ制度が甘かったり、誤訳も多く見受けられます。

皆さん、「やさしい日本語」という取り組みを御存じでしょうか。

日本に来られる外国人の方は、ある程度日本語を理解できる方も多くいます。

しかし、行政用語などは非常に難しい言い回しをしていることがあります。例えば、「避難所」というと難しく聞こえるかもしれませんが、かみ砕いていえば「みんなが逃げるところ」。「貴重品」、これもかみ砕いていえば「大切なもの」。こういったことで難しい日本語ではなく、「やさしい日本語」を使うと理解が進む、そういった活動があります。

高浜市の広報においても、そうした「やさしい日本語」を取り入れているのか。そしてまた、今後取り入れていく予定はあるのか、お伺いします。

○議長（北川広人） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 広報やホームページにつきまして、特段現在では、「やさしい日本語」については取り入れていないという状況でございます。

ただ、しかしながら、防災防犯グループにおいて発刊している「地震ガイドブック」において、「やさしい日本語」を用いたものが作成されているというのもお聞きはしてございます。

今後、わかりやすい表現という点においては、外国人のみならず、日本人に対しても、それは大切な考え方であると思っております。「やさしい日本語」という考え方も含め、わかりやすい情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） はい、ありがとうございます。

ぜひともわかりやすい情報発信に努めていただくようお願いいたします。

次に、多文化共生という、ともに地域の中で生活していくという部分で、町内会の関連について、御質問します。

町内会は、同じ地域に住む人々による親睦や生活環境の改善・向上、すなわち、地域を住みやすい場所にすることを目的とする団体で、ごみの立ち当番や広報紙の配布、地域住民からの困り事を住民同士、また行政と連携して解決するための重要な担い手であります。外国人の方が余り町内会に加入しないという状況はあるとお聞きしています。そこには、やはり言語の、言葉の壁、なかなか町内会さんも外国人の方に入会するという説明などのアプローチができていないということからかもしれないと思っております。

そこで、先ほど窓口業務ところでも質問しましたが、ポケトークといった翻訳ツールの活用ですが、行政からの貸し出しということは考えられているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（北川広人） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 議員おっしゃられますように、確かに言葉の問題から、なかなか町内会さん、加入に対するアプローチ、外国人の方に対しては難しいというようなことをお聞きしてございます。

そこで昨年度ですが、ICT推進グループと連携をいたしまして、イージーコミュというポケトークと同様の機能を有する音声翻訳機を南部まちづくり協議会に1台貸し出しをしてございます。さらに今年度、二池町内会に1台、試行的に貸し出しのほうをさせていただいております。そうした中、実際にまちづくりや町内会活動の現場で活用いただくことで、実際、それが使えるかどうか、その使い勝手だったり、実用性を検証してもらっているというような状況でございます。

そうした検証結果を踏まえて、今後最適な支援というものを考えてまいりたいと考えてございます。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） はい、わかりました。ぜひともその検証結果を踏まえ、今後は町内会さんとか、必要とされている団体にも、貸し出ししていただきたいと思います。

次に、近隣の自治体では多文化共生に取り組まれるNPO、知立市では、NPO法人みらいというNPOさんが知立団地の集会所を使い、多文化子育てサロンを実施されているともお聞きしています。

それでは、高浜市では、多文化共生に取り組まれているNPO等の団体はあるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（北川広人） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 高浜市では、御質問にありましたように、多文化共生に取り組まれているようなNPO法人につきましては現在ございません。

ただ、しかしながら、吉浜地区で空き家を活用し、地域で介護技能実習生を育成するという取り組みを始めた公益社団法人 트레이ディングケアさんという団体が発足をしてお聞きしております。実際、先日、介護技能実習生として受け入れているインドネシア人の方5名と実際にお話をさせていただく機会がありまして、その中で、日本での生活における困り事だったりとか、文化的な違いというものを実際にお話の中でお聞きしてきたというところがございます。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ぜひとも今後も多くの方々の意見を聞いていただければと思います。

それでは、広報や町内会支援という部分で、今後の課題は何だと考えているのか、お伺いします。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今、今後の課題という御質問をいただきましたけれども、最も大きな課題というのは、今も話しておりますが、言葉の壁をどうしていくかということであるというふうに考えております。

言葉がわからないから、コミュニケーションをとらない。会話をしないから、お互いが理解できないということになります。そうすると、行政のことや地域のルールが伝わらないし、伝えられないということかなと。

このような課題に対して、広報としては、今後、翻訳ツールなどを利用して、できる限り市の情報をより多くの外国人にわかりやすい言葉でお伝えをしていかなければならないなというふうに考えております。

それから、先ほどから就労してみえる方が非常に多い地域でございますので、企業に御協力をいただきながら、外国人の方と直接お話をできるような、そういう機会を設けていただいて、そういった口伝えというか、会話伝えで情報をお知らせいただくようなことも必要かなというふうに考えております。

そうした中で、外国人の中にも発信力を持つ、いわゆる、かなめと言われますキーマンみたいな方がみえると思いますので、そういった方に町内会の橋渡しであったりだとか、市の情報をお伝えいただくという、そんな仕組みも必要になってくるのかなと、そんなふうに考えております。

以上です。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） はい、ありがとうございました。

外国人の皆さんにも、高浜市からのお知らせが確実に届くようにしていただければと思います。

実は、私も先日、先ほどの 트레이ディングケアさんに伺ってお話を聞かせていただきました。文化の違いというのは、お互いの当たり前が当たり前でない。わからないことがわからないことから始まっていくのだと思います。その手助けとして、トレーディングケアさんでは、実習生と地域のボランティアさんを結びつけるバディ制度というものを採用しています。簡単にいうと、担当制みたいなものですが、困ったことや日常生活などあったり、電話やメール等を通じて日本文化にいち早くなじんでもらおうというものです。そのバディさんというのが地域のおじさん、おばさんがやっているんですが、それが高じまして、実習生に興味を持った地域の子供、その親御さんなどなど、多くトレーディングケアさんに集まるようになりまして、一時はもう入場の、来る方の制限も考えようかというようなこともあったそうです。

そういったことを考えると、外国人問題ではなく、これは地域活性化にも大きく寄与できるチャンスだと思います。人と人、人と地域をつなぐためにも、誰からも安心な公的機関である高浜市の役割は大きく、ぜひとも早く橋渡しを担っていただきたいと思います。

続いて、防災についてです。

この地域でも、やはり南海トラフの発生が心配されています。特に外国人の割合の多い高浜市においては、日本人に加え、外国人の方に対しても、例えば、地震や風水害など、この地域で起こり得る災害の種類、食料や飲料水の備蓄、避難所の把握といった防災・減災対策について、日ごろから周知を図り、意識を高めておくことが重要となります。外国人に限ったことではありませんが、正確かつ迅速に情報を発信することで、命を守る行動につながると思います。

そこで質問です。現在、高浜市では高浜市防災メール、広報、ホームページ、防災マップなど、さまざまな媒体を介して市民の皆様には情報を提供していると思いますが、これらは全て日本語によるものだと思います。災害に備え、日本語が理解できない外国人への情報発信の手段を構築していくことも必要ではないかと思っております。この点に関して、現在、高浜市で取り組んでみえることがありましたら、お伺いします。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 御質問の外国人への情報発信の手段に関しましてでは、平成27年11月からとなりますが、外国人向けの防災メールの配信をさせていただいております。

具体的には、英語、ポルトガル語、スペイン語の3カ国語による配信でございまして、気象警報や県内で震度3以上の地震が発生したときなど、各種防災情報をお持ちの携帯電話やパソコン等で受け取ることができます。

また、防災メール以外にも、外国人向けの「地震ガイドブック」を作成し、情報発信に努めております。先ほどの総合政策グループリーダーの答弁でもございましたが、本年3月に、従来のポルトガル語版のガイドブックに加えまして、ベトナム語版と片仮名表記が中心のやさしい日本語版を作成いたしました。ガイドブックには、揺れ、津波、火災などで起こる現象や対策、災害時に覚えておくべき言葉、食料や飲料水の備蓄などに関する情報等も掲載しております。外国人が多国籍化している中、今後も言語の拡充を図るなど、外国人へのさらなる情報発信の充実に向け、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

答弁の中にも、ガイドブックの言語の拡充を図っていくとの発言もございましたが、ぜひとも、今後、さまざまな情報媒体を活用しながら、引き続き取り組みをお願いしたいと思います。

では次に、先ほどからの質問でも共通の問題、言葉の課題です。

災害時における通訳の確保、この点についても日ごろから取り組むべき対策の一つでもあると思います。

現在、高浜市において、災害時の通訳ボランティアは何名おみえになるのか。国籍を含めて、現状をお伺いします。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 御質問の通訳ボランティアの現状でございますが、災害に備えまして、高浜市の社会福祉協議会のボランティアセンターと連携を図りながら、通訳の確保に努めてはおりますが、現状を申しますと、ベトナム語の通訳お一人という状況でございます。

また、ボランティアセンターへの登録はございませんが、毎年実施しております外国人向けの防災訓練を通じまして、面識を持つことができましたポルトガル語が話せます外国人3名にも、災害時には可能な範囲での協力をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） はい、ありがとうございます。

今後も社会福祉協議会とも連携を図りながら、ボランティアの確保に向けた取り組みをお願いします。

社協さんとの連携も重要なんですが、通訳の確保も含め、防災対策に国や愛知県との連携というの必要があると思います。

例えば、災害が発生した際に、被災した外国人に対し、国や県レベルで何らかの支援があるのか、国や県との連携体制について、現状についてお伺いします。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 国や県との連携体制の現状でございます。

場所は名古屋市となりますが、愛知県のほうが設置主体となります愛知県国際交流協会という組織がございます。平常時には防災や災害時に役立つ情報の提供に加えまして、外国人向け生活情報など、外国人が日本で生活する上でのさまざまな情報の提供や相談業務等を行っております。

大規模な災害が発生いたしますと、この組織の中に愛知県災害多言語支援センターが設置をされます。このセンターは、外国人支援を行う市町村の取り組みを支援するため愛知県が設置するもので、県内の市町村からの要請に応じまして、翻訳や通訳派遣等を行うものでございます。

先ほどの答弁で申しました社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携に加えまして、本協会とも日ごろから顔の見える関係を構築していく中で、外国人への防災対策を進めていく必要があると考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） はい、ありがとうございます。

それでは次に、今のお話にも出てきましたが、高浜市で外国人向けの防災訓練を開催していると思います。

実施に至った経緯、これまでの実施場所や参加人数、訓練内容について、お聞かせください。

○議長（北川広人） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 御質問の外国人向け防災訓練に関してでございますが、近年、本市の外国人の割合が増加しております現状を踏まえまして、本市が取り組むべき課題の一つとして位置づけまして、平成27年度より名古屋市にございますNPO法人レスキューストックヤードと連携を図りながら実施しております。

次に、実施場所でございますが、平成27年度は、高浜エコハウス、平成28年度と29年度は、八幡町・新田町町内会館でございますきずな会館、平成30年度は、葭池住宅集会所を会場に実施しております。外国の方が多く居住する地域を調査いたしまして、徒歩や自転車でこられる近隣施設を会場に選定し、小学校区単位で場所を変えながら実施しております。

次に、参加状況でございます。

平成27年度は25人、平成28年度と29年度は、それぞれ45人、平成30年度は34人で行いました。訓練の実施に際しましては、広報やホームページ等での周知に加えまして、会場周辺の皆様を対象に職員によるチラシのポスティングも実施をいたしまして、訓練への参加を呼びかけるとともに、地元の町内会やまち協の皆様にも御案内をし、訓練に参加いただくことで、お互いの交流の場としても活用していただいております。

最後に、これまで実施した主な訓練内容でございます。

さきの答弁で申しました外国人向けの地震ガイドブックに基づく勉強会や防災メールの登録促進に加えまして、地震体験車による揺れや非常食の体験、消火器の操作、大声コンテスト、災害用備蓄品の紹介など、学習と実技を交えながら、子どもから高齢者まで楽しみながら参加できるプログラムに心がける中で実施しております。

なお、本年度におきましても、来年2月から3月ごろに実施をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） はい、ありがとうございます。

本年度も実施予定と答弁がございましたが、やはり実践を通して実際に体験をしてもらうことで、地震の怖さや備蓄の重要性についても理解が得られるのではないかと思います。また、訓練には、地域の町内会やまち協の方も一緒に参加し、顔の見える関係性をつくることで多文化共生のへの推進、外国人への防災対策をお願いしたいと思います。

最後になりますが、防災対策について今後の課題について、お伺いします。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 外国人への防災対策に関する今後の課題でございますが、3点ほど申し上げたいと思います。これまでの答弁と重複するかもしれませんが、御容赦願います。

まず、1点目でございます。情報伝達の手段の工夫でございます。

より多くの外国人に必要な情報をお伝えするには、広報やホームページ、ポスティングなど、現在の方法では限界があると感じており、市内の外国人グループの活動などを把握し、外国人同士のネットワークを活用する中で情報提供に努めていくことが、外国人への防災対策を推進する上で効果が高いと考えております。

次に、2点目でございます。一人一人の防災意識の高揚でございます。

外国人の中には、母国では地震や津波が発生しない環境で育ち、その意味や現象もわからない方も多数おみえになります。防災メールの登録促進や防災訓練の内容を工夫する中で、実践や体験などを通して、この地域で心配される災害についての理解や対策を深めていただき、外国人一人一人の防災意識の高揚を図っていくことが重要であると考えております。

最後に、3点目でございます。災害発生後の外国人避難者の対策でございます。

御質問にありました通訳の確保や専用避難所の設置も含め、外国人も安心して避難生活を送ることができる環境整備を図っていくことが重要であると考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） はい、ありがとうございました。

今言われた3点の課題については、どれもすぐには難しい課題だと思いますが、ぜひとも積極的に対応をお願いしたいと思います。

特に2番目、地震の意味や現象もわからない方とありましたが、私たち日本人というのは、子供のころから地震が揺れたら、机の下に隠れろということが体にしみついていると思います。

しかし、それがわからない方には、なぜこういったことを訓練が必要なのか、それから始まるのだと思います。災害はいつ発生するかわかりませんし、高浜市の外国人の方は、年々増加しているという事実もあります。今後とも防災対策を推進する中で、多文化共生の実現に向けた取り組みをお願いしたいと思います。

それでは最後に、教育行政について。

教育現場にも本当にたくさんの外国籍の方が今いると思います。その中で、学校で多国籍ならではの、その多国籍を生かした活動があるのか、お伺いします。

○議長（北川広人） 教育長。

○教育長（都築公人） ございます。幾つかの活動の例を申し上げます。

まず、6年社会科で、日本とつながりの深い国について調べまとめるという活動に取り組みますが、外国籍児童・生徒の母国を取り上げ、該当児童にも様子を聞きながら、まとめる姿が見られます。

また、英語を母語とする外国籍児童には、外国語活動や外国語科の授業で、発音の見本を見せてもらうということもあります。そして、中学校の地理分野の授業でも、教員が母国の様子を聞き出しながら授業に生かす取り組みが見られます。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） はい、ありがとうございます。

では、外国籍児童・生徒とともに育つために、何か取り組みがあれば教えてください。

○議長（北川広人） 教育長。

○教育長（都築公人） 学校では、多国籍であるかどうかにかかわらず、互いが認め合い、高め合える集団づくりを第一に考えております。教員は子供一人一人が活躍できる場をつくり、よさを認め、励ます指導を心がけています。そして、子供たち自身が他のよさを認め、自分の生活に生かすことができるような、温かい集団をつくるよう心がけています。このようなことにより、周囲と共生できる児童・生徒が育てられていると考えています。

また、毎年中学校3年生を10名ですが、1週間、ブルネイ・ダルサラーム王国に派遣しています。ホームステイを基本とし、現地の学校で授業を受けることになっています。派遣生にとっては、外国籍生徒の気持ちを実感できる場となっています。帰国後は、各校で報告会を実施しており、外国籍生徒との共生について考えるよい機会になっています。現在、高浜市の教員となって

活躍している派遣生もおり、海外派遣の経験を生かして、国籍を問わず共生できる児童・生徒を育てるため尽力をしております。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） はい、ありがとうございます。

当然生徒さんがいれば、親御さんもいるということで、そういった親御さんとのコミュニケーションはどうされているのか、お伺いします。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（鈴木 剛） お願いいたします。

保護者の日本語の習得状況もさまざまであるため、その状況に合わせた対応をするように心がけております。

まず、市費で通訳を配置しております。各校を週2回程度巡回し、通訳や文書の翻訳をお願いしております。保護者とのコミュニケーションがこのような形でしっかりとれるよう、心がけておるところであります。

また、先行して導入した学校もありますが、各校に2台ずつ音声翻訳機を配布しております。このような機器も有効に活用しているところでもあります。

しかし、習慣や文化、考え方の違いにより、理解を得られないことも多々あります。保護者の方の考え方を教員が働きかけて変えていくということは大変難しいことではありますが、子供の姿を見ていただくことで、保護者の方が考え方を少しずつではありますが、変えていくことができる、そのように私たちは信じておるところであります。我が子の成長を感じ、うれしく思うという点では、学校も保護者の方も同じ思いであります。

今後も、子どもたちの成長のためにという視点を常に忘れず、この点から理解し合えるよう努めていきたいと考えておるところであります。

以上であります。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

それでは、教育について最後の質問となりますが、やはり今後、外国籍の子供に対する教育行政を推進していく上での課題というものを伺いたしたいと思います。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（鈴木 剛） お願いいたします。

習慣や文化、考え方の違いにより、理解を得られないことも多々あると先ほど申し上げました。

そのような中で、通訳や音声翻訳機等を活用しながら理解を求めていくわけではありますが、保護者の相談の時間が通訳の方の勤務外であるということもございますし、音声翻訳機を使うことで、かえって溝を深めてしまう、こんな状況もございました。他市でも導入が検討されているテ

レビ通訳等も活用しながら、きめ細かい対応ができるように努めていかなければならないと考えているところであります。

一昔前は、日本を出なければ外国の方と交流する機会はございませんでした。現在は、身近に外国籍の方がいる時代になっています。学校も同様であります。この状況を難しい時代になったと考えるよりも、子供たちの成長にとって、よい時代になったと受けとめられるかどうか大きな課題であると考えております。

現在の状況を子どもの成長にとって大きなチャンスであると捉え、共生社会の実現に向けて積極的に手を打っていきける、そんな教員を育てるとともに、子供たちの支援を充実させていきたいと考えておるところであります。

以上であります。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） はい、ありがとうございます。

今の主幹の答弁の現在は身近に外国人の方がいる時代になっています。この状況を難しくなったと考えるよりも、子供たちの成長にとって、よい時代になったと受けとめられるかどうか重要である。

本当に今回の質問の本心はここです。やはり、私たちが子供のころ、外国籍の方というのは本当に珍しく、多分会っていたら、びっくりしたと思いますが、私ごとでもございますが、今の子供たちは、本当に子供のころから当たり前身近にいます。そういったことを問題と見るのか、チャンスと見るのかということで大きく変わってきていると思います。今回の多文化共生について、私が一番感じることの答えがそこにあると思っています。今回、質問通して、現在やっていることや多くの課題が見つかりました。

高浜市にとっても、これを外国籍の住民問題とは思わずに、子供たちにとって、市民にとって、高浜市のまちづくりにとっても大きなチャンスと受けとめ、活用していただきたいと思います。

最後に、市長、高浜市の多文化共生について、どのように考えているのか、少しお聞かせ願えればと思います。

○議長（北川広人） 市長。

○市長（吉岡初浩） いろいろと提言等含めて御質問いただきまして、ありがとうございます。

実際に、今、在留外国人の数というのが270万人超えとか、300万人に近づいているので、今まで国は、一時的な在留者というような捉え方をしていたのが、ここへきて方向転換しています。

高浜市にとっては、もう既に今7%、7.5%ぐらいの方がみえるし、学校の中でも6%を超えておるといような状況がある中で、今お話にあった質問のように、やはり障がいの世界だとか、福祉の世界では、よくユニバーサルという話をされるんですけども、同じように文化の違いを

超えて地域の中で、ともに暮らしていく仲間として、お互いに理解を深めていくということが一番重要であると思います。

月曜日に、私、ごみの立ち番に回ったときに、お二人立ってみえて、1人はブラジル人の方、1人はフィリピンの方でした。フィリピンの方が非常に日本語が堪能で、ブラジルの方にも懇切丁寧に説明をし、私が話した言葉もしっかり伝えていただいた。まさにそこには高浜市の縮図があるというか、こういう形でお互いの理解を深めることができれば、子供さんたちの教育にとっても、今議員のお話にもあったように、むしろ国際的な、そういう考え方を持つような、そんな一つのチャンスになるであろうし、振り返って、日本人が外国の方からどんなふうに見られているかということを考えたときに、日本人として外国の方から学ぶ、そういう機会を与えられているんだというふうに思っていくことが必要であると思いますし、そのためには、外国の方々は不安があるというふうに思いますので、公的な機関である役所としてそういう仲介、さっきのトレーニングケアの方々も立ち番のところに出てきて、朝早朝から住民の方と接点を持ってみえます。

そういう中に、我々もいろんな場面で、そこに市としてどういうふうに関与していくというか、かかわっていくのかと、真剣に取り組んでいく、これから必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） 市長、ありがとうございました。

今回の質問を20年後、30年後の子供たちが聞いたら、そんな当たり前のことを何で聞いているんだ。あえて多文化とは言いません。そんな共生社会になっていることを期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は15時15分。

午後3時6分休憩

午後3時14分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、神谷直子議員。一つ、福祉行政について。一つ、女性活躍について。以上、2問についての質問を許します。

2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 皆様、こんにちは。2番、神谷直子でございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一問一答方式でお聞きいたします。よろしくお願いたします。

初めに、福祉行政について、赤ちゃんとお母さんの健康についてお聞きしていきます。

妊娠期からの母子支援については以前にも一般質問させていただいていますが、再度、支援の現状についてお聞きします。

毎日のように流れてくる虐待のニュース、声も上げられない幼い子供たちへのひどい虐待に心を痛めてみえる方も多いと思います。児童虐待は保護者によるものが多く、孤立した育児を強いられていたのかな、支援の手が届かなかったのかなと心配になります。また、SNSには子育てに対する不安や不満がアップされる現状もあります。その上、まだ子供がいない時期から子育てに不安を感じるという女性の声も聞かれます。加えて母親の就労の有無にかかわらず、育児を妻が全て行うワンオペ育児の負担感など安心して子育てをできる環境の実現と、こうした不安に対する対応が求められています。

以前に、高浜市は平成26年度から、妊娠期からの切れ目のない支援体制の整備に取り組み、平成27年度に子育て世代包括支援センターを新たに設置し、保健センター、こども発達センターと3つのセンターで妊娠期から入学後まで継続して相談支援を行っているとお聞きいたしました。また、保健師活動をこれまでの老人、成人、母子といった対象別から小学校区単位で全年齢を担う地区担当制に変更し、地区担当保健師、通称マイ保健師として地域の中で子供から高齢者まで全ての方を見守る体制を進めてみえます。

平成26年度から始められたこの取り組みも6年がたち、開始当初からどのように変わってきたのかお聞きいたします。

○議長（北川広人） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） お答えをさせていただきます。

御質問の赤ちゃんとお母さんの健康で言えば、妊娠・出産から乳児全戸訪問とそれに続く4カ月児・1歳6カ月児・3歳児・5歳児健診では、機会ごとに子供とその保護者にお会いし、子供の成長と発達を保護者とともに確認し、成長とともに変化する子育ての悩みに対応してまいりました。

マイ保健師の活動は6年目を迎え、当時生まれた子供も小学校に入学する時期となっており、地域の中には保健師による子育て支援が続いている方もみえます。

保健師と保護者のつながりの継続は、保護者のさまざまな相談にその都度応じることができ、顔の見える関係ができつつあります。保護者にとっては相談しやすい環境ができていると思っております。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 妊娠・出産、そして小学校入学後も子育てや子供の発育や発達の相談ができる人が近くにいることは、安心して子育てができることにつながるでしょう。そうした中で次の妊娠を希望される方や子供に病気や障がいがあることがわかる場合もございます。私は、1人目の子育てにももちろん不安を感じましたが、2人目の子供を育てていたときは、上の子の赤ちゃん

ん返りや2人の幼子を同時に世話をしなくてはいけないと自分自身が焦ってしまい、どうしようもなく困り果てたこと、自分の体が産後思うように動かず、疲労感を強く感じたことなどを思い出します。

また、障がいがある子供の育児は、子供に合わせた工夫が必要になり、昼夜を問わず赤ちゃんの授乳や世話をする母にとっては、心身ともに負担が大きくなります。第2子や第3子の妊娠・出産を迎える方や障がいがある子供の育児に対する支援についてお聞きいたします。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 保健師が子育ての相談を受ける中で、第2子・第3子の妊娠・出産をされ子育てをする方からは、上の子が赤ちゃんをかわいがってくれない、上の子にいらいらする、赤ちゃんとの時間を持ってないなど1人の子供の育児とは違う悩みをお聞きします。母親にとっては、育児経験があっても2人の子供の育児は初めてです。保健師は母親の気持ちに寄り添いながら、母親の思いを傾聴していきます。

議員の御指摘のように障がいがある子供の育児は、より心身の負担が強くなる傾向にあります。また、子供の様子や発達に不安がある母親は、子育てに自信をなくし心の負担がより大きくなることがあります。保健師は、保護者の子供の発達に関する不安に十分応じられるよう、保護者との相談支援も継続しながら、こども発達センターの専門職である臨床心理士や作業療法士、言語聴覚士の相談を受けていただくよう働きかけていきます。

専門職は、年代による相談支援を通して保護者に子供の特徴や特性を知っていただくことで、具体的な子供へのかかわり方を伝えていきます。また、保護者が希望される場合は、園や学校に専門職が出向き、子供の様子を観察し、子供が楽しく学び多い生活が送れるよう必要に応じて担任の先生へのアドバイスなども行っています。

こうした専門職による支援は、子供の成長によい影響を与え、母親の心的負担や子育ての負担を軽くする効果もあります。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

子供の成長を実感することは、母親、そして保護者にとって大きな喜びであり、また自分自身が子供への対応の仕方がわかることは、保護者にとって随分と気持ちの負担が軽くなることでしよう。

次に、多胎児への支援についてお聞きいたします。

女性は、多胎児の妊娠を告げられると、妊娠の喜びと同時に妊婦自身の体や2人や3人の子育てが始まることへの不安を感じると聞きました。多胎児の妊婦に対する市の取り組みについてお聞きいたします。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 保健師は、母親の多胎児の妊娠について、妊娠届け出時に把握する場合がほとんどです。妊娠と出産への不安に加え、多胎児の妊娠は単胎児の妊娠に比べ、つわりや早産、妊娠高血圧症などの合併症が起こりやすいことが知られています。妊娠届け出時に妊婦と保健師が面談をし、不安の強い方または強いと思われる方には、引き続き相談支援を行いながら不安の解消に対応していきます。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） わかりました。多胎児の出産は帝王切開になる場合も多く、出産入院後は複数のお子さんの育児が始まります。また、多胎児の育児は小さく生まれるお子さんもあり、とりわけ体調を崩しやすかったり医療への定期受診が必要であったりいたします。こうした場合、母親が全ての子供に対し平等に愛情を注ぎたいと思いつつも、手のかかる子に多くの時間を割いてしまうことで、みずから罪悪感を持つなど、複数の子供の子育てが同時に始まることでの特有の悩みがあると思います。母親の心身の負担が大きい場合の支援策について教えてください。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 出産後の乳児全戸訪問では、通常は保健師や看護師が単独で訪問しますが、御質問の多胎児の御家庭には保健師と助産師がペア、2人体制で家庭訪問を行い、子供の発育と母の心身の回復状況を確認し、多胎児への育児方法のアドバイスを行っています。

また、市内の子育て支援センターでは、多胎児の親子の会である「双子の会」を実施しており、保健師も参加を呼びかけています。この双子の会は、開始当時、当初子育て支援センターのスタッフから多胎児の親子への支援の場をつくりたいという思いを聞き、保健師も側面からバックアップしてきた会です。双子の会の目的は、多胎児の母親同士が話し合い、共感し、お互いの育児を共有する場で、母親同士が十分に思いを話し合えるように、ボランティアの方にも子供の見守り役としてサポートをしていただいております。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 同じ多胎児の母親同士が共感し合える場は、母親にとっては安心できる場所となります。自宅に帰ってからも仲間がいることで、悩みがあっても次回の双子の会でみんなに聞いてみようと思えることで、不安も軽くなることでしょうか。ぜひ多胎児の母親が共感できる場として、この活動は続けていただくことをお願いいたします。

昨年3月にみずほ情報総研株式会社が「多胎児支援のポイント」という冊子を発行し、自治体の保健師さんたちの支援の参考になるように取りまとめたもの、そしてその中で「ふたご・みつごを育てるあなたへ」というパンフレット、このようなパンフレットもあるようですので、御参考までに御提案させていただきます。赤ちゃんや保護者の状況に応じた切れ目のない支援をしていただけるようお願いいたします。

私の知人の三つ子のママは、「ただでさえ同じ年ごろの子が3人もいて、がむしゃらに育児を

して、ほかのママ友に配慮ができない、虐待や産後鬱になるのもハイリスクだから私に優しくしてね」と言います。子育て中のママ同士がいじわるをするなんてのもってのほか、自分も自殺や鬱にならないように守るのが精いっぱいとおっしゃいます。でもそれ本音だと思います。

ぜひ皆さんも双子、三つ子のママにかかわらず子育て中のママたちに優しくしてあげてください。

次に、産後ケア入院事業の利用状況についても教えてください。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 産後ケア入院は、出産直後の母子への心身のケアと育児のサポートを目的に、子育て世代包括支援センターの事業として実施しています。昨年度は、3人、延べ9日の利用状況となっており、利用状況は大きく変化はありませんが、産後のセーフティネットとして実施しています。

利用については、初めての育児で不安なので利用したい、出産後は実家の両親を頼れないので利用を考えたい、妻の体が心配なので利用したいなどが理由となっています。また、利用に至らないものの問い合わせも多くいただいており、事業自体の効果として、困ったときには産後ケア入院を利用できるという安心感を妊婦とその御家族に持っていただいています。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） わかりました。

昨年の福祉文教委員会の行政視察で行かせていただいた富山のまちなか総合ケアセンターで産後ケア応援室の様子を見させていただきました。デイケアもあり、宿泊だとちゅうちょされるママさんには人気があるようでした。入院だけでなく、デイケア事業もできるように御提案させていただきたいと思います。

また、佐賀県の介護施設むくでは赤ちゃんボランティアという制度があり、高齢者の施設で赤ちゃんに触れ合うことで高齢者が元気になり、お母さんにとっては子育ての悩みを相談したりできるそうです。

高浜市では、赤ちゃんと中学生とが触れ合ったりする機会がありますが、まだまださまざまな工夫ができると思います。

さて、先ほど冒頭でもお話しいたしましたが、育児を妻が全て行うワンオペ育児の負担感の子育ての多くを担う母親にとって永遠に抱えていかなくはいけないことなのではないでしょうか。まずは、本市における父親の育児参加の現状についてお聞きいたします。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 保健センターでは、母子健康手帳を交付するときに妊娠中の妻の心身の変化や出産育児のパパの心得と役割を書いたリーフレットを全員に配布し、父親の育児参加を進めています。また、4カ月健診と同時にパパ教室を行い、乳児期の子供の発達の仕方

や赤ちゃんとの触れ合い方や遊び方を父親にお伝えしています。最近では、毎年60人以上の父親に参加いただいています。

乳児全戸訪問の際も、以前は母親1人で赤ちゃんの話を聞かれることも多かったのですが、最近では父親も同席し、熱心に子育ての質問をされる場面もふえてきました。1歳6カ月児・3歳児・5歳児健診に両親で受診する姿もふえ、3歳児や5歳児健診には「妻が仕事なので」と、子供と父親で来所される場面もあります。

健診事業や保健事業の現場では、父親が育児に参加されている方は確実にふえてきていると感じています。対応する保健師も機会を捉え、さまざまな相談支援の場面で、両親と一緒に子育てを考えていただけるようお声かけをしています。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。ぜひこれからも父親の育児参加を進めていただきたいと思います。

次に、最近の子育て相談にいらっしゃる方の傾向があれば教えていただきます。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） ここ数年の傾向の一つとして、相談にいらっしゃる外国籍児とその保護者がふえていることがあります。子供のミルクは足りているのか、授乳後吐乳するなどの発育の心配や言葉のおくれなど発達に対する不安があっても、どこに相談すればよいかわからず、乳幼児健診では「大丈夫です」と答える外国籍の保護者もみえます。

妊娠期から何度も顔を合わせ、通訳を介して話し、出産後は子供の成長を一緒に確認していくことで、保護者は不安を口にし相談につながることもあります。外国籍児とその家族に限りませんが、発達段階の節目である乳幼児健診で親子に会う機会がある保健師は、保護者の不安に対応しやすい職種であると感じています。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 外国籍の方も日本人同様、妊娠期から相談支援を続けることで相談しやすい関係づくりができると思います。

高浜市の外国籍児の国籍はブラジル国籍の方が、先ほどの杉浦康憲議員の御質問でもありましてお答えにもありましたけれども、1位がブラジル国籍でしたけれども、ブラジル国籍の方が多のですが、フィリピンや中国、インドネシア、パキスタン、タイなど多国籍化し、最近ではベトナム国籍の方がふえているとのことでした。

さまざまな国籍の方を相手にするわけですが、その対応策について教えていただきたいと思います。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 保健センターでは、妊婦の御希望にあわせ8カ国語での母子

健康手帳を交付しています。また、出産後の乳児全戸訪問では、愛知県が作成する「あいち多文化子育てブック」を母国語にあわせポルトガル語、英語、中国語、スペイン語、タガログ語でお渡ししています。この「あいち多文化子育てブック」は、乳児全戸訪問や予防接種、乳幼児健診など母子保健サービスの紹介と図書館や子育ての仕方や制度、園生活のことなど日本での子育てのあり方を紹介しており、外国籍の方にもわかりやすくなっています。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。母子手帳は日本が最初に発行し、世界でも注目されている仕組みです。外国籍の方々も御安心できることでしょうか。市の実施する赤ちゃんとお母さんの健康についてさまざまな視点からお聞きいたしました。答弁をお聞きして安心いたしました。

昨年の4月からは産後鬱の予防や新生児への虐待予防を図る観点から、いち早く産婦健診を2回にふやし、産後2週間と1カ月にメンタルヘルスも含めた健診を受けていただく産婦健康診査事業も開始されてみえます。

次に、乳幼児期からの支援を含め、今後の新たな取り組みなどがあれば教えていただきたいと思います。今年度から市内の中学3年生を対象に、小中学校9年間の健康診断の結果を振り返り、確認できる仕組みを始めるとお聞きいたしました。どんな内容なのでしょうか。

○議長（北川広人） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 今回の健康診断の振り返り及び確認の仕組みは、中学3年生の生徒を対象に小中学校の9年間の健康診断の情報を紙ベースで健康診断シートとしてお返しし、また携帯アプリを使えば、いつでも本人の健康診断の結果を閲覧できる環境をつくっていくというものです。これは、従来は中学校卒業後には活用されることのない健診結果を御本人にお返しし、将来の疾病予防、そして健康づくりの一助としていただくものです。

なお、この学校健康診断結果の活用は、京都大学大学院医学研究科の川上浩司教授が中心となり、全国の先進的な自治体で進められてきましたが、高浜市も今年度から取り組みを始め、中学校3年生の生徒にお渡しする健康診断シートには、体重・身長と肥満度をあらわす体格指数BMIなどの健診データを小学校1年から中学校3年生の9年間を通した経過と結果が記載されています。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 健康診断シートを受け取ることで、保護者はお子さんの9年間の成長を確認し、あわせて親子で健康づくりについて考えるきっかけにもなると思います。そして、子供自身が生涯の健康記録として健診データを振り返り、健康づくりにも活用できるということですね。

事業の進捗については、どのようになっているのでしょうか。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 今回の事業については、既に今年度、対象となる中学3年生の保護者に教育委員会及び市福祉部の連名で事業の内容、趣旨をお知らせさせていただいており、今後は本格的に進めてまいります。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。福祉部としては、今後どのように事業を進めていこうと考えているのでしょうか。もし次の目標があれば、教えていただきたいと思います。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 当面は、小中学校の9年間の結果をお返しすることとなりますが、今回御質問いただいたように、母親と子供のスタートは出産時から始まっています。将来的には、乳幼児健診の健診結果も含めて、出生時から中学3年生までをあわせて提供できればと考えています。また、このことが出生からの切れ目のない支援につながっていくと考えています。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 今回は、平成26年度から継続して実施されています妊娠期からの切れ目のない支援の取り組みをお母さんと赤ちゃんの健康の観点からお聞きしました。答弁にもありました外国籍の方や育てにくさ、障がいがある子供の子育てだけでなく、シングルマザーや複数回結婚・離婚を経験し血縁関係のない子供を育てている方など、さまざまな環境の中で母親たちは子育てに奮闘しています。さまざまな子育てにはさまざまな支援が必要だと考えます。しかし、どんな支援もまずは支援者が母親に寄り添い、家族に寄り添う伴走型の支援が大切であることがよくわかりました。

妊娠期からの切れ目のない支援を今後も続けていただくことはもちろんですが、子育ての不安が、子育ての楽しさをより深く知り、自分らしい子育てをしながら自信にかえていく支援をしていただくことをお願いいたします。

また、新しく取り組まれる健康診断の振り返り及び確認の取り組みでは、健診結果を保護者と子供と一緒に閲覧することが親子の健康づくりのきっかけになることを願っております。そして、子育て世代がさまざまな場面で子供の成長を喜び、子育ての楽しさを感じていただけることを期待しております。

私は、高浜市議会議員としても出産や子育て中の母親が孤立しないよう、マタニティサポートビフォー・アンド・アフターと称し、子育て、親育ち、家族育ちを支える制度を整えることはもちろん自民党女性局の一員としても、国や県とタッグを組んで子育て家庭を支えるための地域社会の体制を強化し、乳幼児のみならず子供が自立するまでの地域社会の養育環境を整備していきたいと考えています。

次に、高浜市職員の女性活躍についてお伺いいたします。

まず初めに、高浜市の職員のうち女性職員の割合はどのようになっているのでしょうか。また、

10年前と比較して女性職員はふえているのでしょうか。教えていただけますでしょうか。

○議長（北川広人） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（杉浦崇臣） 女性職員の割合といたしましては、平成31年4月1日現在、全職員数277人のうち女性は132人で、割合としては47.65%であります。また、10年前の平成21年4月1日現在では、全職員数277人のうち女性は131人で、割合といたしましては47.29%であったため、ほぼ変動はございません。

ただ10年間で保育園、それと幼稚園の民営化によりまして、保育士教諭職の女性職員が20名ほど減少していることから、その分事務職における女性職員の割合が高くなってきております。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 約半数が女性職員とのことです。また、事務職では女性職員の割合が高くなってきているとのことで、目の前の方々の景色は余り変わりませんが、今後ますます女性の活躍が必要になってくると思います。

女性職員のキャリアアップの面ではどのような状況でしょうか、お聞かせください。

○議長（北川広人） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（杉浦崇臣） 高浜市では女性職員はもとより、全ての職員がよりよい環境で個性や能力を発揮できるようにするために、平成28年3月に策定した高浜市女性活躍推進特定事業主行動計画において、令和3年3月31日までに管理職の女性割合を30%以上とする数値目標を掲げております。この数値目標の達成に向け、平成28年度からは自治大学校の地方公務員女性幹部養成支援プログラムへ、平成29年度からは県の研修センターが実施する女性職員キャリアアップ研修への女性職員の参加を実施しております。また、平成30年2月には40歳未満の女性職員を対象に女性活躍推進研修を実施し、今後のキャリアデザインについての意識改革を図っていただくなど、女性活躍推進に向けてさまざまな機会を設けてまいりました。

その結果、計画策定後の過去4年間の実績では、管理職に昇任した11名の職員のうち女性職員は5名と、全体の45%を占めております。また、主査職に昇任した19名の職員のうち女性職員は10名と男性職員の昇任者を上回る結果となり、一定の成果を上げることができたと考えております。

しかしながら、直近の平成31年4月1日現在の管理職に占める女性職員の割合では、管理職全体の職員数49人のうち女性職員が10人、割合としては20.4%で、計画策定前の平成27年4月1日現在の割合20.0%とほぼ横ばいとなっており、数値目標の30%以上の達成に向けては厳しい状況にあります。

その一方で、昇任した女性職員の多くは育児等の家庭生活と仕事を両立しながらキャリアアップを図り、管理職または主査職として活躍をしており、今後、若手・中堅の女性職員がキャリアデザインを描く上でのロールモデルとしての役割が十分期待できることから、女性活躍推進のた

めの下地はできつつあると感じております。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ロールモデルがふえているのはとてもよいことだと思います。自治体というくくりで見ると、他市にもロールモデルとなる女性職員の方もいると思います。ですが、女性は家庭に帰ると家事も育児も担わないといけない方も多く、男性よりも見えないところで時間を奪われることも多いと思います。

そんな中で、今後、女性職員のキャリア支援を進めていく上での一番の課題は何でしょうか。

○議長（北川広人） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（杉浦崇臣） 一番の課題は、長時間勤務の常態化であると考えております。長時間勤務の常態化は、育児等に携わる職員の職務の機会付与の制約要因となり、結果として、昇任ですとか登用への意欲の阻害要因となり得るとともに、性別による固定的役割分担意識の是認にもつながり得ることから、その改善が重要であると認識しております。

本市では、計画策定前の平成27年度における年間の職員1人当たりの時間外勤務時間数164.0時間に対し、平成30年度は133.7時間と減少傾向にはございますが、特定事業主行動計画上の数値目標である110時間の達成には道半ばでありますので、本年度導入しました時間外勤務の上限規制等の措置を効果的に活用するなどにより、目標達成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

164時間と言って133.7時間と減少傾向に、30時間も減ったけれども、あと20時間も減らさないといけないということですね。

さて、女性活躍を進めていくためには、女性職員の健康について配慮が必要だと考えております。特に女性は毎月の生理に伴いホルモンバランスが変化します。そのホルモンのバランスによりPMS（月経前症候群）の症状発生により生産性が低下されると言われております。ジャーナルオブメディカルエコノミックスの資料によると、74%の方が月経随伴症状を抱えており、1年間の社会的経済損失は4,911億円とも言われています。高浜市ではどのような配慮をしてみえるでしょうか。

○議長（北川広人） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（杉浦崇臣） 平成30年6月に経済産業省が公表した調査結果によれば、勤務先において健康面で困った経験をしたことがあるという女性は半数以上に上り、特に若い年代の女性ほど何らかの困った経験があるという人が多い結果となっております。その中でも月経関連の症状や疾病が最も多く、20代で48.3%、30代で45.0%の人が該当し、続いてPMS（月経前症候群）で、20代で30.5%、30代で27.7%の人が該当しております。

本市の女性職員につきましては、このような調査は実施をしておりますが、この経済産業省

の調査結果を踏まえれば、若手・中堅職員において、月経関連の症状やPMSによる健康上のトラブルを抱えながら働いている職員が少なくないことがうかがい知れます。

そこで、本市における月経関連の健康上のトラブルに対する配慮といたしましては、生理等で就業が著しく困難な場合に有給休暇としての生理休暇の取得を制度として設けております。しかしながら、生理休暇の取得につきましては、平成27年度以降は実績がないことから見ても、職場内での理解が進んでいないなどのために活用しづらいものとなっていることがうかがい知れます。

女性活躍推進に向けましては、こうした制度を職場内に浸透させ、誰もが活用しやすくすることが重要であると考えますので、今後は、職員の周知活動を行いまして職場内での理解促進を図ることで、より活用しやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 女性の月経に伴う症状は個人差が大きく、女性同士でもなかなか理解が進んでいない分野だそうです。ハフポストには、生理休暇を利用したくても、そんなことで休むと仕事を任されなくなるのではないかと心配で打ち明けられなかった女性の体験談が掲載されています。女性の健康管理アプリ「Clue」とNGO（国際女性健康連盟）の共同調査によると、世界の中で日本は断トツで生理について話しにくい国だそうです。理解が進み働きやすい環境づくりを望みます。

厚生労働省患者調査によると、女性の鬱は男性に比べ2倍程度高いという結果も出ています。女性のメンタルヘルスや更年期に対する配慮はどのようにしてみえますでしょうか。

○議長（北川広人） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（杉浦崇臣） まず、メンタルヘルスへの配慮といたしましては、平成28年度以降、年1回ストレスチェックを実施しております。本人にその結果を通知して、みずからのストレス状況について気づきを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスク低減に努めております。

また、検査結果を集団ごとに集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものを低減させる取り組みについても行ってまいります。さらにはメンタルヘルス不調のリスクの高いものを発見し、臨床心理士による面談や医師による面接指導につなげることで、職員のメンタルヘルス不調を未然に防ぐ取り組みも行ってまいります。

また、平成30年度には部長・グループリーダーを対象にラインケアセミナーを開催し、所属職員のメンタル不調への気づき、職場内でのケアや相談窓口へのつなぎ方について学ぶとともに、部下との日常のかかわり方など上司としての心得についての認識を深めました。今年度は、その対象を主幹、副主幹、園長等に広め、より多くの視点により意識することで所属職員がメンタルヘルス不調に陥ることがないように、またはメンタルヘルス不調になった場合であっても、重篤化を防ぐことができるようにするための体制整備を図ってまいります。

次に、更年期障害への配慮といたしましては、これまで特段行ってまいりませんでした。しかしながら、先述した経済産業省の調査結果によれば、40代の女性の10人に1人、50代の女性では4人に1人が更年期障害により勤務先において健康面で困った経験をしたことがあると回答していることから、今後、管理職または主査職として活躍している女性職員に継続して働いていただくためにも、本市としても何らかの配慮の必要性を感じております。そのため更年期障害やPMSなど女性の健康についてのセミナーの開催を計画し、まずは職場内での共通認識を持つことから始めてまいりたいと考えております。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。女性のキャリアを進めていく上で、特に50代の女性の更年期は4人に1人とデータが出ているということですので、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

自民党女性局では、女性が働きやすい社会に向けて女性の健康を守る政策の推進をしています。女性が生涯を通して健康で明るく充実した日々を過ごせるよう、女性の健康推進室ヘルスケアラボなど、女性の健康に役立つ研究や情報発信を進めています、ぜひ御参考にしていただきたいです。

女性活躍を進める上でのもう一つの課題は、男性の家事・育児参加の推進があると思います。昨年、日本女性会議に参加し、見えない家事の存在を知りました。夕食の献立を考えるのも見えない家事の一つです。ほかには、ごみを捨てる前に家庭内のごみを集めるなど、見えない家事はたくさんあります。見えない部分を可視化すると、かなりの時間を使うこととなります。今回は家事ではなく育児についてお聞きします。

出産に対する男性の役割と参加についてどのような配慮をしてみえますか。また、男性の育休の取得状況はどのようになってみえるのでしょうか。

○議長（北川広人） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（杉浦崇臣） まず、出産に対する男性の役割と参加についての配慮といたしましては、まず妻の出産に伴う入院の付き添い等のために妻が出産入院する等の日から出産後2週間までの間に2日以内の有給休暇を取得できます。また、妻が出産する場合に出産した子または小学校就学前までの子の養育のために出産予定日の6週間前から出産後8週間までの間に5日以内の有給休暇を取得することができます。

なお、これら男性職員の配偶者出産休暇につきましては、特定事業主行動計画において、その取得率の数値目標を75%以上としております。計画策定前の平成27年度実績は40%でありましたが、平成28年度実績では80%、平成29年度、平成30年度実績では、いずれも100%と目標を達成しております。

次に、男性の育児休業の取得状況につきましては、特定事業主行動計画において、その取得率

の数値目標を25%以上としておりますが、平成24年度から平成30年度までの間、男性職員の育児休業取得は、実績が全くございませんでした。しかし、本年6月1日より、7年ぶりに男性職員1名が取得することになりました。これまで男性職員が育児休業を取得しない理由といたしましては、使っていないのかわからない、取得できる雰囲気ではないといったことが挙げられておりましたが、今回の取得によりまして、そのような考え方の払拭につながったと感じております。

今後もこのような意識の変革と働き方改革を推し進め、男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境を整備してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 今回、育児休暇を取得されるということで、その経験をぜひシェアしていただき、男性職員の方も育児参加に積極的にしていただきたく思います。

また、さきに質問いたしましたパパの心得を読んでいただき、パパ教室などにも参加していただけると育児をする世代との交流も生まれていくことでしょう。その経験を仕事にも生かしていただきたく思います。

次に、イクメン・イクボス等の取り組みはどのようにしているのか教えてください。研修等の実施状況もあわせてお伺いいたします。

○議長（北川広人） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（杉浦崇臣） まず、イクメンの取り組みといたしましては、平成30年3月に子育て応援ハンドブックを作成し、男性職員に対し配偶者出産休暇や育児休業の取得について周知するとともに、育児参加のための休暇についても周知をいたし、その取得率の向上を図っているところでございます。

育児参加のための休暇につきましては、特定事業主行動計画において、その取得率の数値目標を50%以上とすることにしております。実績といたしまして、平成27年度のゼロ%から平成30年度では27.3%まで上昇しておりますが、まだ目標値の達成には至っておりませんので、今後は新規採用職員向けの研修の場や庁内掲示板での定期的な情報提供を行うなど、制度の周知に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、イクボスの取り組みといたしましては、毎年4月にグループリーダー、保育園・幼稚園の園長を子育て応援リーダーに任命をいたし、所属職員が1人の父親または母親として、子育てを楽しみながら仕事との両立ができるような職場環境づくりを推進する役割を担っていただいているところでございます。

また、平成30年度には、この子育て応援リーダーやその他の管理職を対象に育児関連の制度、ダイバーシティの理解や職場コミュニケーションについて学ぶとともに、所属職員のワーク・ライフ・バランスを考え、応援し、みずからも実践できる上司として意識してもらうことを目的にイクボス研修を実施いたしましたところでございます。

なお、男性職員が日ごろから家事や育児に携わることができるようにするためには、こうした取り組みをさらに推進するとともに働き方改革により生産性を高め、長時間労働を是正して、職員のワーク・ライフ・バランスを実現する職場づくりにあると考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（北川広人） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

子育て応援リーダーという名前がとてもよいと思います。ぜひ仕事との両立を応援する力強いリーダーとして、子育て世代の方々をバックアップしていただきたいです。

昨日、自民党では男性の育休義務化を目指す議員連盟が安倍総理に提言書を提出しております。時代の流れも男性の育児参加を求めていると感じます。女性活躍を推進するためには、時間の制約が多い女性職員をいかにキャリアアップしたいと望む職員を多くしてキャリアアップしていただくか、そして男性の家事、育児をいかにして推進していくかが大切です。これらの実現に向けては、働き方改革によって個人の持てる力を十分に発揮しながら、働ける環境を整備し、個人や組織としての生産性を高め、長時間勤務を是正する必要があります。高浜市においてもそうした考えのもと取り組みを進めてみえると思います。

その一方で、女性の健康課題に向き合い、これを改善することによっても生産性の向上につながると私は思います。女性は特にライフステージにより生活やホルモンバランスが大きく変わり、体調管理が難しくなります。女性の健康支援は働き方改革の延長線上にあります。また、女性活躍を持続・発展させるためには、この女性の健康問題に真摯に取り組む必要があると考えております。今後のさらなる取り組みをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（北川広人） 本日は、これをもって一般質問を打ち切ります。

あすは、引き続き午前10時より再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後4時1分散会
